

知的財産戦略に関する論点整理

(知的財産による競争力強化・国際標準化関連)(案)

1. 知的財産の創造	P. 2
2. 知的財産の保護	P. 10
3. 知的財産の活用	P. 34
4. 中小・ベンチャー企業の知財活動支援	P. 40
5. 国際標準化戦略の推進	P. 45
6. 知財人財育成	P. 46

平成25年2月7日

内閣官房 知的財産戦略推進事務局



【全体情勢】

○昨今の事業のグローバル化、オープン化、フラット化の中、技術で勝って事業でも勝つためには、他産業との比較検証や、産業の構造変化の把握が重要。現状把握に加え、知的財産権を参入障壁としてのみならず、参入促進のツールとして活用するなど、企業はより柔軟な視点から知財マネジメントを行うことも必要。

○企業間だけでなく、知的財産制度についてもグローバルな国家間競争が繰り広げられていることを認識し、制度をサービス産業として捉えより良いものにしていくという視点も含めて、知的財産戦略を推進すべき。

○こうした背景を理解したうえで、①企業のグローバル展開の後押し、②中小企業等の支援という切り口を中心に政策課題を整理し、知的財産推進計画2013や、次の10年の知的財産政策ビジョンを策定する。

1. 知的財産の創造

- (1) 産学官連携機能の強化 P.2
- (2) 職務発明制度の見直し P.7

2. 知的財産の保護

- (1) 紛争処理機能の強化 P.10
- (2) グローバル化に対応した海外における知財取得支援 P.14
- (3) 特許審査の迅速化 P.23
- (4) 審判制度の改革 P.26
- (5) 営業秘密の保護強化 P.28

3. 知的財産の活用

- (1) 適切な権利行使の在り方 P.34
- (2) グローバル化に対応した海外における知財活用支援 P.35
- (3) 知財マーケットの活性化 P.38

4. 中小・ベンチャー企業の知財活動支援

- (1) 中小・ベンチャー企業の知財活動支援 P.40

5. 国際標準化戦略の推進

- (1) 国際標準化・認証への取組の強化 P.45

6. 知財人財育成

- (1) グローバル知財人財の育成・確保 P.46

産学官連携機能の強化 (1)

【論点】 大学等の産学官連携体制の一定の整備の進展や国による産学官連携プロジェクトの推進などが見られる一方で、大きなイノベーションにつながっていないとの指摘や中小・ベンチャー企業の大学等との連携が少ないとの指摘もある。

大学等の知を掘り起こして更なるイノベーションにつなげるためには如何なる取組を行うべきか？例えば、

1. 産学官連携活動の評価指標を大学・TLO等の機関が積極的に活用し、その評価結果に基づき、各機関が自らPDCAを回すことで、知の掘り起こしや実用化への取組を高めることが重要。その取組を促進させるために、大学・TLO等の評価結果の公表を促すことや、産学連携活動の評価などに関するモデル拠点を創出することが必要ではないか？
2. 大学等と中小・ベンチャー企業との連携を促す取組が必要ではないか？

【第1回競争力専門調査会での委員からのご意見】

・創造分野における具体的な施策がこの数年、余り目立ったものがないように思われるので、イノベーションが起こりやすくなるような政策を、創造分野の中にたくさん盛り込んでもらいたい。

(1) 大学等、TLOにおける産学官連携体制整備等の状況

【大学知的財産本部等の整備状況(H23.4.1)

文部科学省 産学連携等実施状況調査】

※上段()書きは22年度数値

①大学等における産学官連携組織の近況(平成23年度実績)

・大学等における知的財産の管理活用の整備状況は右記の通り。

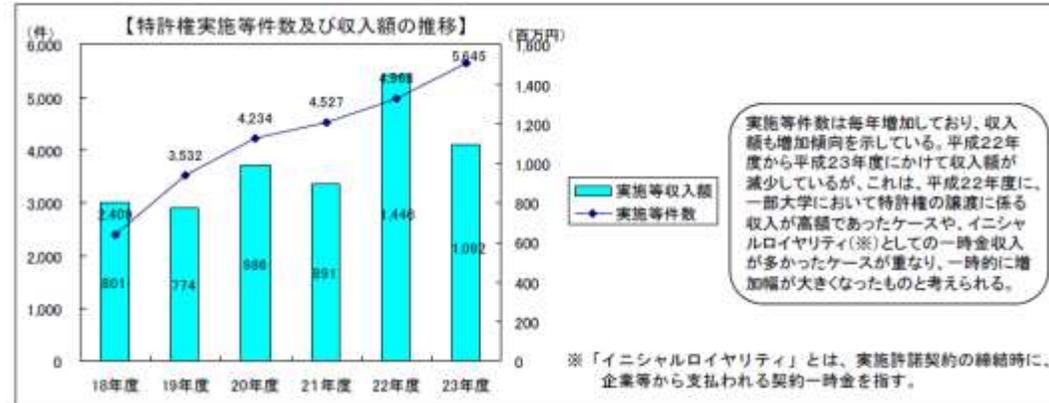
	回答 機関数	既に整備 している	今後整備 予定である	整備する予定 はない
	機関 (897)	機関 (216)	機関 (171)	機関 (510)
総数	879	230	154	495
国立大学等	(91)	(74)	(3)	(14)
	91	75	4	12
私立大学等	(708)	(113)	(151)	(444)
	690	123	132	435
公立大学等	(98)	(29)	(17)	(52)
	98	32	18	48

出典: 科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会
(平成24年12月21日)

産学官連携機能の強化 (2)

②大学等の特許出願件数、特許権実施等件数及び収入額の推移

・大学等の特許出願件数は概ね横ばい、特許権実施等件数は増加傾向。



出典：文部科学省「平成23年度 大学等における産学連携等実施状況について」

③大学等の産学官連携体制整備等に対する支援

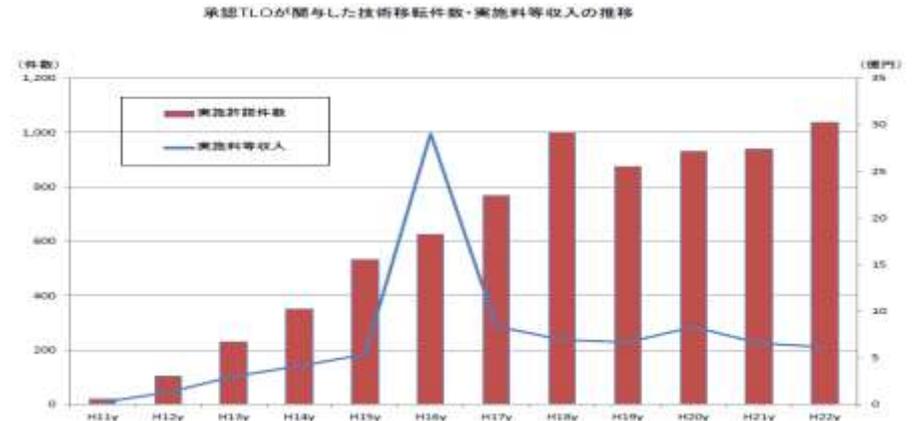
・「大学知的財産本部整備事業」(平成15～19年度:支援対象 43件(単独又は複数連携した大学等))や、国際的な産学官連携活動や特色ある産学官連携活動の強化、産学官連携コーディネーター配置等の支援を行う「大学等産学官連携自立化促進プログラム」(平成20～24年度(平成20～21年度は「産学官連携戦略展開事業」):支援対象67機関)により、知的財産本部等の整備が進展し、「大学等産学官連携自立化促進プログラム」は今年度で終了。

④承認TLOの現状(45機関(平成22年度実績))

- ・赤字の機関数: 33機関(補助金を除く)
- ・従業員10名以内の機関数: 32機関
- ・年間ライセンシング件数が10件以下の機関数: 31機関
- ・年間ライセンシング収入が5百万円以下の機関数: 22機関

⑤承認TLOの実施許諾件数、実施料等収入の推移

・承認TLOが関与した実施許諾件数は増加傾向にあるが、実施料等収入は概ね横ばい。



出典：経済産業省HP

産学官連携機能の強化 (3)

⑥TLOの体制整備等に対する支援

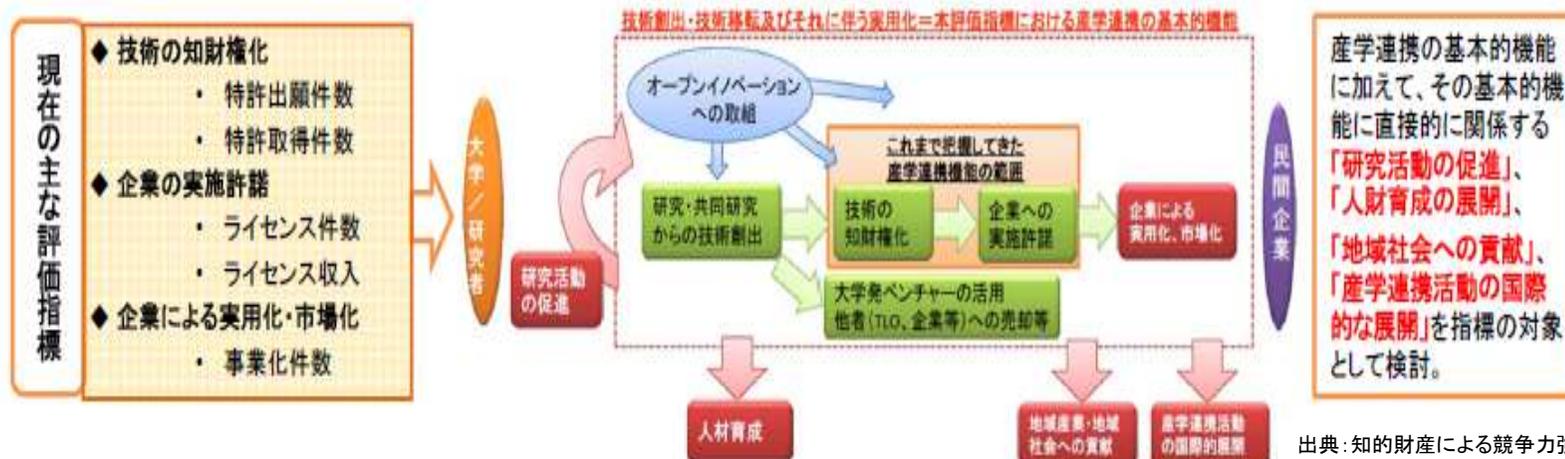
- ・承認から5年間、技術移転事業を行うために必要な費用の一部(スペシャリストの人的費・活動費等の2/3)の補助や地域の産学連携の拠点におけるTLO等の活動を支援する「創造的産学連携体制整備事業」が今年度で終了。

⑦承認TLOの統合や設置形態の現状

- ・平成24年4月現在、承認TLOは39機関。
- ・知財本部への統合: 東工大(19年4月)、筑波大(20年7月)、北大(21年5月)、長崎大(22年5月)、宮崎大(24年4月)
- ・広域型のTLO(2大学以上と連携しているもの): 関西ティー・エル・オー(京大、九大等)、テクノネットワーク四国(四国地域の大学等)等14機関(平成24年12月時点)
- ・分野専門型のTLO: 名古屋産業科学研究所(バイオ・化学分野)

⑧産学官連携における評価指標

- ・文部科学省と経済産業省の連携の下、産学連携活動の効果や効率性の適切な評価を図るため、試行的に評価が行われており、本年度中に評価指標が取りまとめられる予定。来年度から大学やTLOなどの各機関において、取りまとめられた評価指標に基づいて自主的な評価を行うことが期待されているところ。



出典: 知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会資料(平成24年1月20日)

産学官連携機能の強化（4）

(2) 国プロジェクトによる産学官連携の新たな取組

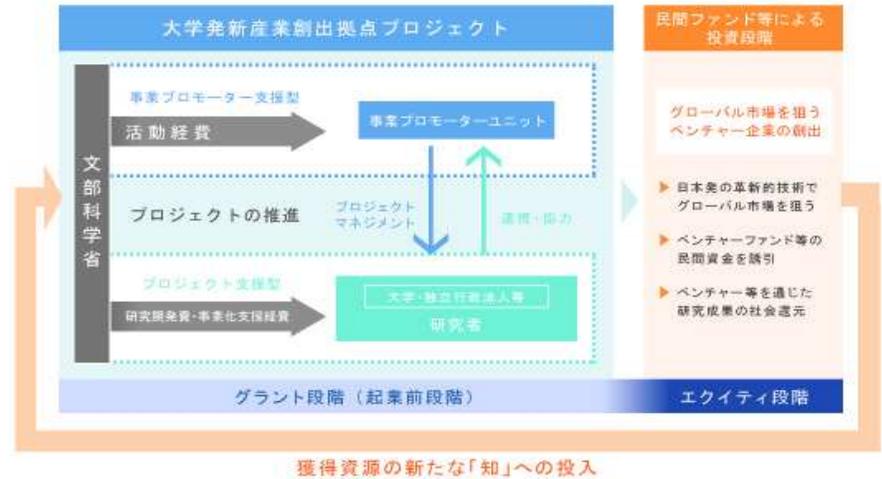
- これまでの大学等やTLOに対する支援等により、各機関において一定の産学官連携体制の整備が進展。
- このような状況も踏まえ、国において、以下のような新たな取組が進められているところ。

出典：文部科学省パンフレット

① 大学発新産業創出拠点プロジェクト(START)

(平成25年度予算案20億円)

- 本年度より、グローバル市場を狙う大学発のベンチャー企業の創出を目指す「大学発新産業創出拠点プロジェクト(START)」を実施。
- 大学等発ベンチャーの起業前段階から研究開発・事業育成のための政府資金と民間の事業化ノウハウを持った人財(事業プロモーター)を活用。
- 事業プロモーター自らが知財・技術評価を行い選定した、リスクは高いがポテンシャルの高い技術シーズに関して、事業プロモーターのマネジメントのもとで専門人財(起業家、知財人財等)を含めたチームを形成しつつ、知財戦略・事業戦略を構築しつつ、市場や出口を見据えて事業化を目指す。

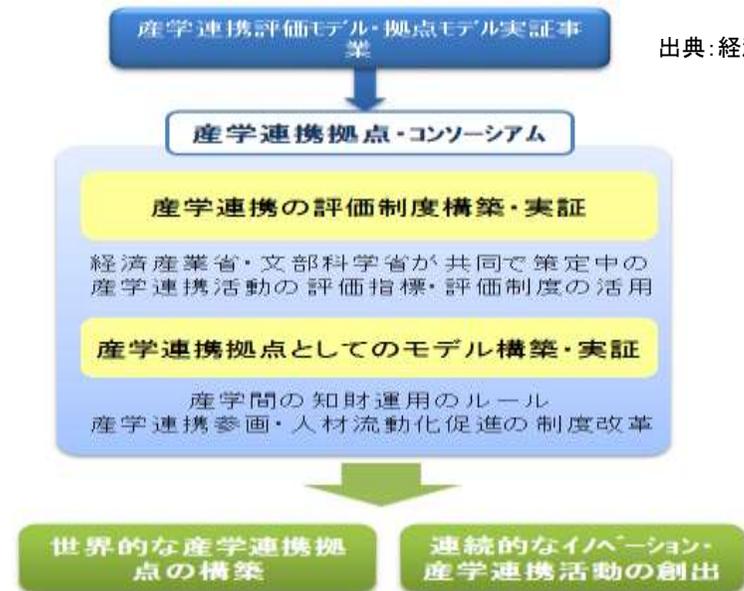


② 産学連携評価モデル・拠点モデルの実証事業

(平成25年度予算案5億円)

- 我が国の経済成長の源泉であるイノベーションを継続的に生み出すためには、産学連携活動や産学間の人財流動化を促進する環境を整備するとともに、客観的評価に基づくPDCAサイクルを取り込んだ産学官連携拠点の構築が不可欠。
- 産学連携活動の評価指標を活用し、透明性の高い客観的なPDCAサイクルの確立に向けた評価制度のモデルケースを創出。
- 加えて、産学官連携拠点における知的財産の運用ルールの構築や人財流動化を促進させる具体的計画を策定する拠点のモデルケースを創出。
- これにより、国内外から企業や研究者が集まる、世界の知を結集した魅力ある産学官連携拠点を構築し、連続的なイノベーション創出を促進。

出典：経済産業省HP



産学官連携機能の強化 (5)

(3) 大学等の地域における産学官連携の取組例

- ・産学官連携体制の一定の整備の進展に伴い、例えば、以下のような必ずしも規模の大きくない大学において、地域における産学官連携の積極的な取組が行われているところもある。

<三重大学>

- ・地域産業界との連携強化の推進を目的とした「三重大学地域戦略センター」を新設し、具体的な地域活性化プロジェクトを地域自治体、地域企業に対し立案し、実行する機能を強化。
- ・産学連携活動を通じた教育・研究を行う組織として「地域イノベーション学研究科」を設置し、同研究科の教員と連携して地域活性化プロジェクトを推進することで、同研究科の大学院生及び地域企業の「知財を活用した研究開発に関する実践的教育」(知財の創造、保護、活用の体験教育)を支援。

<奈良先端科学技術大学院大学>

- ・企業と議論を重ねて課題を決める「課題創成型」の取組を実施。
- ・具体的には、ダイキン工業(株)との連携研究室(「未来共同研究室」)を立ち上げ、「世界中の人たちの健康維持への貢献」、「超クリーンな生活環境の創出」をテーマに、教員と企業から専門分野にこだわらない多様な研究者が一体となって、将来を見据えた広い社会的見地に基づいて取り組むべき課題を様々な観点から発掘し、課題解決に向けた社会に役立つ研究活動を開始。

<九州工業大学>

- ・地域の大学向けに定期的に地域産学官勉強会を開催し、大学発ベンチャー、地域企業の産学連携成功事例をもとに、ノウハウの共有化など各機関との連携を推進。
- ・学長等による企業トップの訪問を積極的に行い、各企業の研究動向とニーズの現状把握に努め、各企業に適した産学連携事業を展開。

(4) 産学官連携についての有識者等からの意見

- ・大学単位で設立された小規模TLOでは、技術移転に値する十分な特許が得られず、特許ライセンス活動も沈滞化の悪循環で、経営が悪化している。
- ・大学内の知財本部、産学連携本部等との二重構造で、企業にとり混乱要因となっている。
- ・我が国は米国に比較して、大学等からの特許出願件数は十分な水準であるものの、大学等の特許登録件数、ライセンス件数及び収入、製品化件数、大学発ベンチャー起業数で、大きく見劣っている。

(知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会資料より)

- ・米国でも産学連携の成果が出るのに10年以上かかった。黒字化するまでには時間がかかる。
- ・実用化に至る技術に出会う確率は低いため、扱う技術が少ない小規模TLOでは実用化は難しい。一方で、技術移転には技術を理解するために大学の先生との対面が必要なので、対象とする大学の数が多すぎると逆に効率が悪くなる。
- ・TLOの分野を専門化するという点もあるが、専門化しすぎると融合分野がカバーできなくなるというデメリットも出てくる。
- ・大学等の方針によって、産学官連携の取組に力を入れているところとそうでないところで大学間に差が出てきている。
- ・日本の企業は産学官連携に対する関心が低い。特に中小・ベンチャー企業の大学等との連携は大企業と比べると少ない。

(知財事務局による有識者ヒアリングより)

職務発明制度の見直し (1)

【論点】 職務発明制度については、現行の制度は依然として予測可能性が低いとの意見があり、職務発明を原始的に使用者に帰属させる制度にすべきとの指摘や、制度を廃止して職務発明の扱いについては使用者と従業者との契約に委ねるべきとの指摘がなされている。また、労働法との関係についての基礎研究を十分に行ったうえで制度の在り方を検討すべきとの意見もある。職務発明制度の在り方に関して如何に考えるべきか？

【第1回競争力専門調査会での委員からのご意見】

- ・2004年改正を経ても、なお裁判所の判断と企業の実務者の判断に差異がある状況であり、職務発明規定が競争力の阻害要因になっている。法人に帰属するなど、制度の見直しをお願いしたい。
- ・職務発明規定については2004年改正では緊急避難的に現実的な解となったが、労働法と特許法との関係など基礎研究をきちんと行ったうえで検討すべき。

(1) 職務発明制度の概要

新職務発明制度のポイントは以下のとおり。

原則、職務発明の対価は使用者・従業者間の「自主的な取決め」に委ねる。

「自主的な取決め」によって対価を支払うことが不合理であれば、裁判所が「相当の対価」を算定。不合理性は、対価が決定して支払われるまでの全過程のうち、特に手続面の要素を重視して判断。

(2) 職務発明制度の改正についてのユーザーの意見

職務発明制度については、制度を再度見直すべきとの意見(職務発明を原始的に使用者に帰属させる制度にすべきとの意見や、制度を廃止して職務発明の扱いについては使用者と従業者との契約に委ねるべきとの意見等)がある一方、未だ新職務発明制度が適用された裁判例がない状況下においては状況を見守るべきとの意見も存在し、制度の再改正の必要性について意見が分かれている。

職務発明制度の見直し (2)

再改正に賛成する意見

- 発明者のみに権利を与えることで、集団での研究開発や使用者の研究開発投資、企業の国際的競争力等に悪影響を及ぼすおそれがある。
- 改正法のいう「不合理性」の判断基準が不明確であり、予測可能性が低い。
- 制度の国際調和の観点を重視すべき。特に欧米企業との連携を進める際に支障となっている。

再改正に反対する意見

- 新法を適用した裁判例がまだ見出されず、改正法の運用や評価が定まっていないため、当面の間は状況を見守るべき。
- 特許法第35条を削除するとなると一般法たる民法に判断がゆだねられることとなり、予測可能性が一層低下すると考えられる。このため、同条を削除せずに、運用レベルで細部を調整する方策の方が望ましい。
- 現実に認められる対価が低額になったことや、企業の職務発明に対する対応も変わってきて訴訟も減っているのでは、静観すればよいのではないか。

出典:「最近の知的財産権を巡る諸論点について」(特許庁, 2012年3月)

(3) 海外の制度

従業者発明における権利(特許を受ける権利)の原始的帰属、補償・報酬の規定等による主な国の分類は以下の通り。

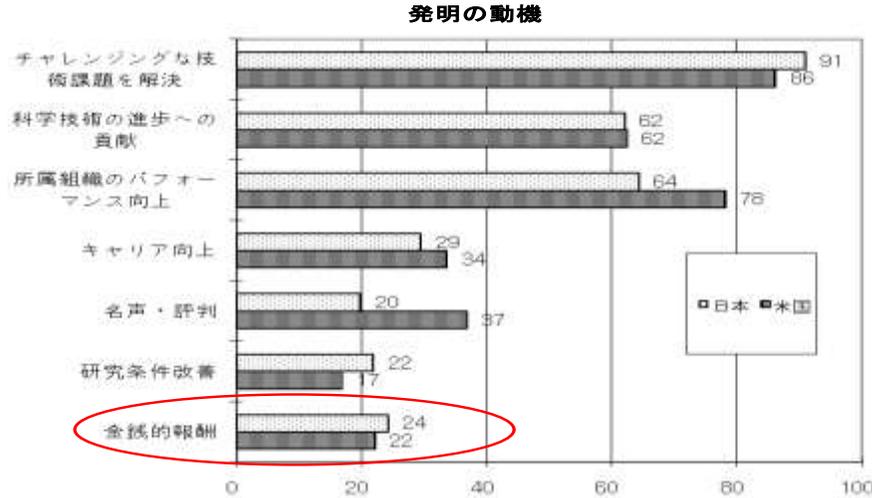
出典:産業構造審議会特許制度小委員会報告書「職務発明制度の在り方について」(2003年12月)及び平成24年度特許庁委託調査に基づき作成

使用者帰属	発明に対する補償・報酬に関する規定等あり (英国、フランス、ロシア、オランダ、中国)	職務発明を使用者に原始帰属させる制度を採用。しかし、いずれの国も従業者に対価の請求権を認める等により使用者と従業者との間の均衡を図っている。
	発明に対する補償・報酬に関する規定等なし (スイス)	スイス債務法は、使用者は雇用契約により、従業者によって創造される全ての発明の権利が与えられる、と定めている。この場合、従業者に対する追加的な補償については定められていない。
発明者(従業者)帰属	発明に対する補償・報酬に関する規定等あり (ドイツ、韓国)	日本と同様、職務発明に係る権利を従業者に原始的に帰属させる制度。ドイツについては、従業者に対する補償金の算出基準について詳細なガイドラインが存在。
	発明に対する補償・報酬に関する規定等なし (米国)	職務発明規定は存在しない。特許を受ける権利はつねに発明者に原始的に帰属。従業者から使用者への特許を受ける権利の承継は、契約等に委ねられており、給与の中に権利の承継に対する対価が含まれるとする雇用契約が結ばれることが一般的。

職務発明制度の見直し (3)

(4) 発明への動機

経済産業研究所が実施した日米発明者サーベイ(日米欧のいずれの特許庁にも出願されている特許出願からランダムに抽出した出願における発明者を対象)によれば、発明をする動機として金銭的報酬が重要だと指摘した発明者は、日米とも多数派ではなかったものの一定程度存在。



出典:「日米のイノベーション過程:日米発明者サーベイからの知見」, 長岡貞男, 2010年

(5) 職務発明規程の整備状況

特許庁が2006年に実施したアンケート調査によれば、99%の企業等が職務発明について何らかの規程を備えている(内訳:大企業100%、中小企業96%、大学・公的機関93%)。

(6) 新法下における判決例

平成24年9月28日に東京地裁において新法に基づき判決言渡(平成23年(ワ)第6904号 職務発明対価請求事件)。職務発明について本件特許を受ける権利を被告に承継させたことに対する相当の対価(56万9888円)を支払う旨を判示。本判決では、職務発明について支払われるべき対価の算定方法を定めた社内規定がなく、労使間の協議も調っていないため、旧法によるこれまでの判決と同様に裁判所により対価が算定された。

紛争処理機能の強化 (1)

【論点】 現在の知的財産訴訟制度は不活性であるという意見がある一方、知財高裁は機能しているという意見もある。現在の知財訴訟制度には問題点があるのか、また、より魅力ある知財訴訟制度とは如何なるものか？

【第1回競争力専門調査会での委員からのご意見】

- ・侵害訴訟が不活性。知財高裁の機能を回復する必要がある。三倍賠償制度¹⁾やディスカバリー制度²⁾の導入など、制度を活性化することを考える必要がある。
- ・知財高裁は機能している。判決をオープンにすることにより、紛争処理の予測性が上がり、訴訟外での民間による紛争解決機能も格段に向上した。

知財訴訟件数の推移



※ 米国には植物特許を含む。また、米国には実用新案制度がない
※※ 日本中国は1月～12月、米国は10月～9月

出典：「知的財産立国に向けた新たな課題と対応」（特許庁、2012年6月）。なお、2011年の日本のデータについては「平成23年度知的財産権関係民事・行政事件の概況」（最高裁判所事務総局行政局）に基づき知財事務局が作成

訴訟地に関する意見

○訴訟を起こす場合、ビジネス的観点を一番重視。アップルとサムソンのように戦略的に戦えば別だが、同時に4つも5つも裁判を起こすことは現実的には難しいので、一番ビジネスインパクトが大きいところで裁判をするということになる。（産業界）

○米国で訴訟が多いのは、訴訟が既にビジネスになっているから。米国には訴訟に関わる様々なビジネスがあり、訴訟が非常にやりやすい環境が整っている。（産業界）

出典：パテント2012 Vol. 65 No. 8

1) 三倍賠償制度：

米国では特許法284条により、特許侵害訴訟の損害賠償額について、“裁判官(court)は賠償額を三倍まで増加させることができる”と記載している。なお、これまでの判例により、この三倍までの加重は懲罰の趣旨のものであって、故意(willful)または不誠実(bad faith)な侵害の場合にだけ行使できるものとされている。(参考：「国際商事法務」)

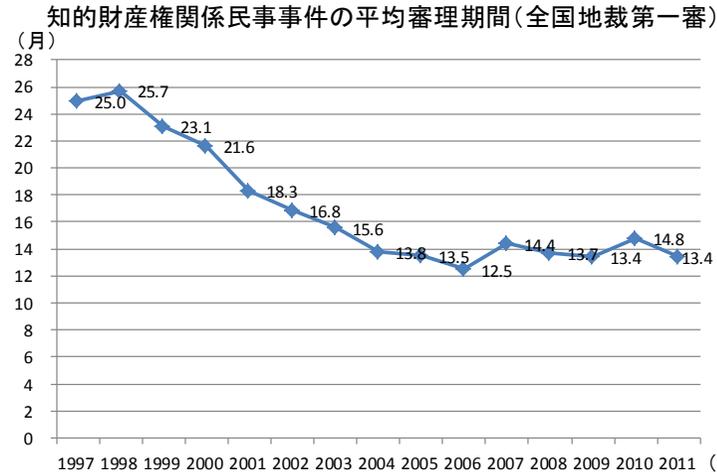
2) ディスカバリー制度：

米国では民事訴訟の公判審理に際して、当事者が相手方または第三者に対して、提出できるあらゆる事実または証拠を開示させることを許すディスカバリー制度があるため、特許侵害事件について証拠の入手が比較的容易であるといわれる。特許侵害訴訟を開始する場合には、相手方が特許を侵害していると信じるに足る情報と証拠があればよく、侵害についての確実な証拠は、訴訟を提起した後、ディスカバリー制度により入手することができる。(参考：(米国特許実務用語辞典AIPPI JAPAN)

紛争処理機能の強化 (2)

知財訴訟の平均審理期間

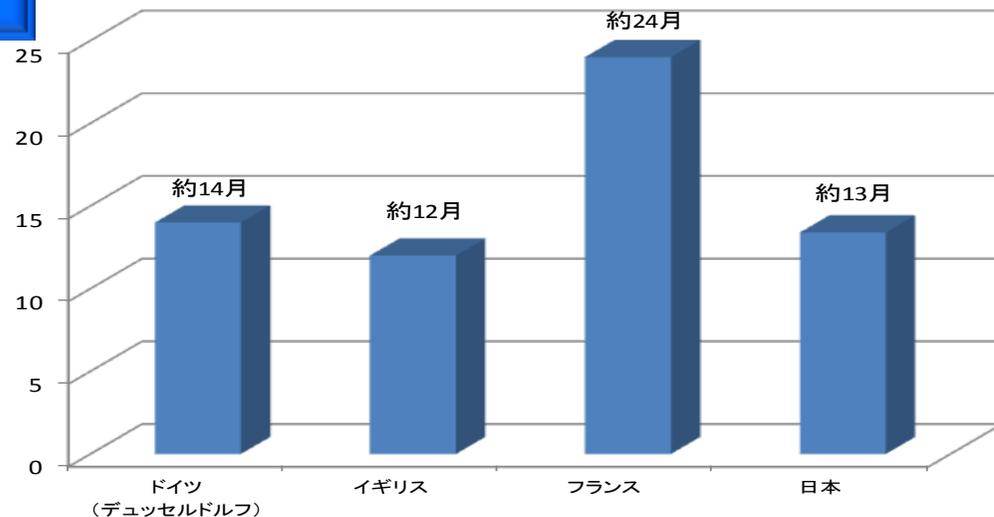
- ・日本の知財関係民事事件における第一審平均審理期間(2011年)は13.4月。
- ・審決取消訴訟の平均審理期間(2011年)は7.5月。



知的財産高等裁判所ウェブサイトのデータに基づき知財事務局作成

各国の知財訴訟の平均審理期間

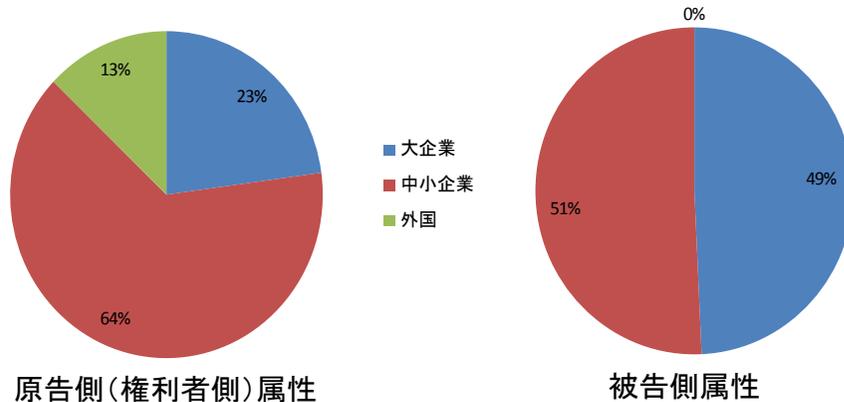
各国の特許侵害訴訟(第一審)の平均審理期間



紛争処理機能の強化 (3)

日本の特許侵害訴訟における原告・被告の属性

特許侵害訴訟における原告と被告の属性



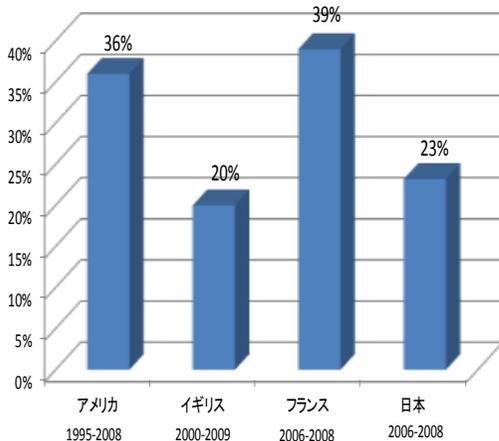
属性別権利者勝訴率

権利者 → 侵害者	件数	勝訴件数	権利者勝訴率
大企業 → 大企業	7	3	43%
大企業 → 中小企業	9	3	33%
中小企業 → 中小企業	24	6	25%
中小企業 → 大企業	20	2	10%
外国 → 大企業&中小企業	5	1	20%

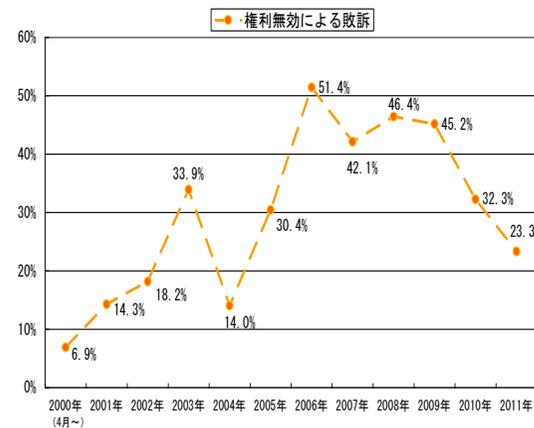
知財事務局作成(分析対象:2010年及び2011年に判決が出た特許侵害訴訟(第一審)。和解や取下げとなった事件は分析対象に含まれていない。)

特許侵害訴訟における特許権者の勝訴率

各国の特許侵害訴訟(一審)での特許権者の勝訴率



権利者(特・実)が敗訴した事件のうち権利無効が原因で敗訴した事件の割合



出典:「審判の現状と課題」(特許庁,2012年)

日本の特許権侵害訴訟は権利者に厳しいのかという点に関する意見

○アメリカは、一昔前は非常に権利者に有利だったが、KSR判決等の一連の最高裁判決が出され、アメリカの特許権者もそう簡単には勝訴できない状況になっている。ドイツ、オランダも非常にクレーム解釈が厳しく、進歩性のハードルも高い。日本の制度が権利者に厳しいとはいえないと思う。(弁護士)

○日本の裁判は、当事者、代理人は論理的に整合のとれた判断を求め、裁判所もそれに答えるように努力する傾向がある。被告が、丹念に公知技術を探して発明の容易性を立証する訴訟活動を重ねれば重ねるだけ「原告の発明が容易である」との立証に成功する可能性が高まる。各国の裁判が、このような日本型の精密司法を実施するならば、問題は少ないが、実際はそうになっていないため、日本の裁判だけが、相対的に厳しいという評価につながるのかと思っている。(判事)

○裁判所の判断については、いろいろな国のいろいろな裁判所の判事の中で、ばらつきが一番少ないのは日本ではないかと思う。(産業界)

"Aron Levko, 2009 Patent Damages Study - Preliminary Results, FTC Panel Discussion, 2009年2月" 及び"Finnegan's Global IP Project Managing IP, 2010年9月"に基づき知財事務局作成

出典: パテント2012 Vol.65 No.8

※権利者の勝訴率は特許権の質等の種々の要因に影響される点や、実際には和解や取下げにより終了する事件が半数近くある点等も考慮する必要があるため、判決のみに基づいて各国の権利者勝訴率を単純比較することはできない点には留意が必要。

紛争処理機能の強化（4）

【論点】 知財訴訟のグローバル化が進むなか、日本の知財訴訟結果のグローバル発信力を強化するためにはどのような対策が必要か？

【第1回競争力専門調査会での委員からのご意見】

・知財訴訟を担当する裁判官によってグローバルな情報収集、発信、交流等が行われてきたが、今後は紛争処理という面でもグローバルな動きを視野に入れていくことを期待する。

知財高裁による情報発信

●知的財産高等裁判所ウェブサイトにおける情報発信

- 判決（ほぼすべての判決の全文）、統計（知財高裁の平均審理期間等）、知財高裁の活動状況（国内・海外における研究会、会議の状況や外国の法曹関係者等の訪問時の意見交換概要、知財事件担当の裁判官等の論文等の資料）を随時掲載。
- 英語で、先例的価値の高い判決の要旨（一部の大合議判決については全文）を発信しているほか、コンテンツの一部（知財高裁の概況・統計等）については、英語、仏語、独語、中国語、韓国語でもグローバルに情報発信。

●国際交流

- フォードム大学ロースクール主催の国際会議参加（米）、ワシントン大学CASRIP主催の国際会議・米国特許法夏期セミナー参加（米）、欧州特許裁判官シンポジウム参加（欧州）、マックスプランク研究所における研究（独）を継続的に実施。
- 知財高裁を訪問した各国（米国、ドイツ、中国、韓国、オーストラリア、ロシア、インドネシア、マレーシア、ベトナム）の裁判所高官等との意見交換の実施。

法務省提供資料及び知財高裁ウェブサイトに基づき知財事務局作成

日米知財裁判カンファレンス（平成23年10月）

アメリカ連邦巡回区控訴裁判所（CAFC）のランドール・レーダー所長判事以下が来日し、パネルディスカッションや模擬裁判、日米における知的財産事件の審理等についての議論に参加。



知的財産法及び政策に関する国際会議（平成24年4月）

フォードム大学ロースクール（米・ニューヨーク市）にて開催された同会議に知財高裁の判事が参加し、パネリストやスピーカーとして日本の知財訴訟を紹介。同会議では世界約30か国から、知的財産関連の裁判官、特許庁を含む政府関係者、弁護士、大学教授等が約550名参加。



知的財産高等裁判所ウェブサイトに基づき知財事務局作成

グローバル化に対応した海外における知財取得支援 (1)

国際的な特許制度の調和に向けた議論

- 出願人が世界各国において高い予見性を持って円滑に特許権を取得できるようにするためには、各国の特許制度の調和を促進することが重要。
- 2001年以降、特許取得の実体面に関する制度調和の議論がWIPOや先進国間で行われてきたが、先進国と途上国の対立や先進国間での意見の相違等により、議論が停滞。
- 2011年、米国において先願主義への移行を含む米国発明法が成立。
- 現在は、日・米・欧先進国間や、五大特許庁(日、米、欧、中、韓)の枠組で、制度調和に向けた実務レベルでの調査・分析作業を含め、議論を実施中。

第3回テゲルンゼイ会合(2012年10月)(ジュネーブ)

グレースピリオド、18ヶ月公開制度、先使用権、秘密先願に関する研究が進展。ユーザーからの意見を聴取しつつ、専門家による議論を継続していくことに合意。

その他の主要先進国に
議論を展開

日米欧
先進国間

制度調和の議論
は2008~2010年
の間、凍結

欧州特許庁の慎重姿勢を踏まえ、テゲルンゼイ
会合を開催。日米欧先進国間の議論を活性化。

日米欧先進国間で
共通認識形成の加速化

2011年: 米国特許法改正

先願主義の採用、ヒルマードクトリンの廃止、付与後異議導入など抜本的改正

日米欧中韓
五大特許庁会合

(2010年まで制度
調和の議論なし)

日本の提案により制度調和を初めて議論。
我が国主導で調査研究を開始。今後、調査研
究結果を活用し、議論を継続。

中国を交えた制度調和の
議論の進化、恒常化

五庁間での制度調和専門家パネルの新設

本年6月の五大特許庁の長官会合において、中国・欧州の慎重な姿勢を踏まえ、継続的な議論の場として、制度調和専門家パネルを新設し、制度・運用の調査研究結果に基づき、調和を目指した議論を進めていくことに合意。

グローバル化に対応した海外における知財取得支援 (2)

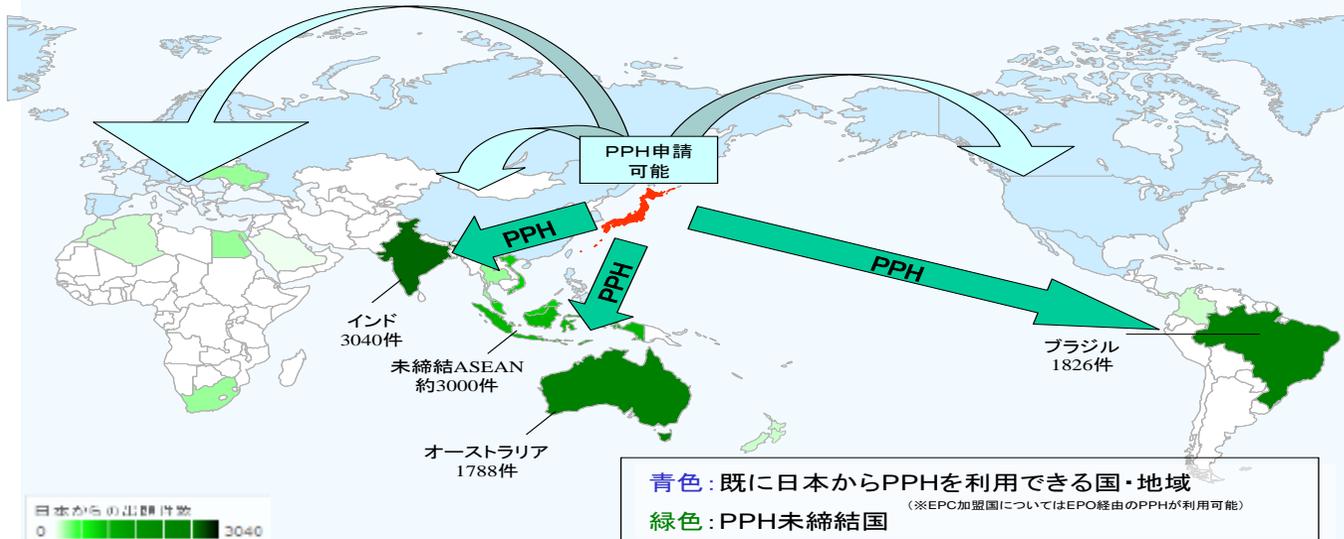
国際特許ネットワークの形成

制度調和の議論が進展しないなか、各国特許庁間で審査結果を相互に利用することによる審査負担の軽減や、審査実務・運用の国際的調和を目指して**特許審査ハイウェイ**、**国際審査官協議**といった取組が進められている。

特許審査ハイウェイ(PPH)

- 特許審査ハイウェイ(PPH)とは、第1庁(先行庁)で特許可能と判断された発明を有する出願について、第2庁(後続庁)において簡易な手続で早期に審査を受けることができる枠組み。
- 2006年7月に、日本は米国との間で世界初のPPH試行プログラムを開始。また、世界に先駆けて中国とのPPHを開始。24か国・地域とPPHを実施中(2013年1月末時点)。
- 今後発展が見込まれる新興国等への拡大を目指す。

新興国へPPHを拡大し、日本企業の海外進出をサポート



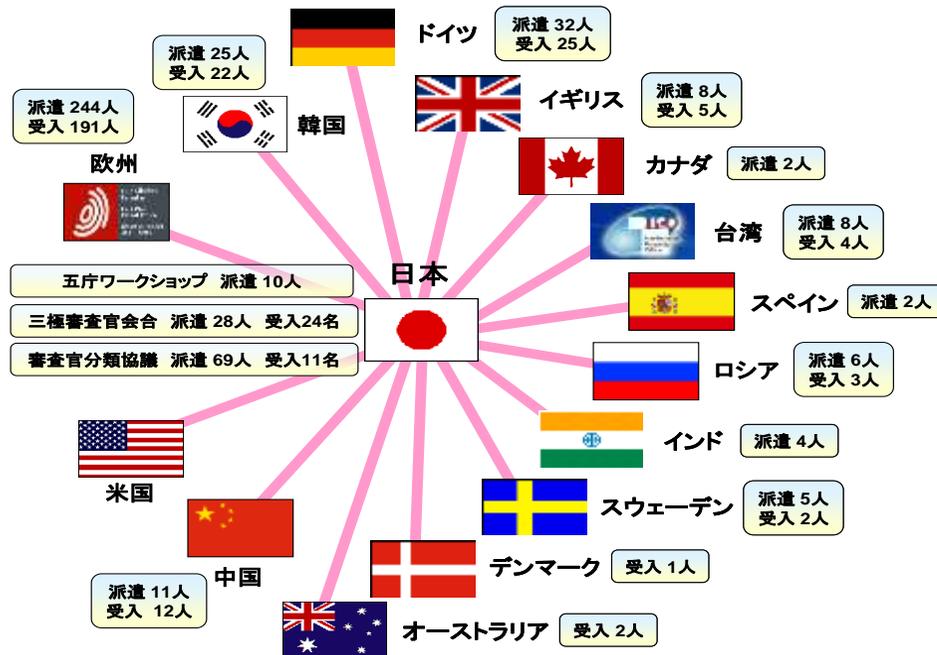
2010年のWIPO統計等に基づく
(データがない国・地域は2009年、2008年のものを使用)

グローバル化に対応した海外における知財取得支援 (3)

国際審査官協議

- ▶ 日本特許庁は、2000年以降、日本の審査官と他国の審査官が実案件を用いて互いの審査実務について協議を行う国際審査官協議の取組を推進。
- ▶ 2012年11月末時点で、米欧中等を含む14の海外特許庁との間で審査官協議を実施(派遣:累計約470名、受入:累計約320名)しているが、アジア新興国へは十分に展開されていない。
- ▶ 2012年度からは、従来一般的であった1~2週間程度の短期派遣に加え、3か月程度の中長期派遣のスキームを開始。現時点の派遣人数は4名。

【審査官協議<短期派遣>】



(注)2000年4月から2012年5月末までの実績(延べ人数)

【審査官協議<中長期派遣>】



- ▶ 平成24年度より、米国・欧州特許庁とは、中長期滞在型審査官協議を開始。
- ▶ 短期のスキームに比べ、他庁審査官と十分な時間の協議が可能。
- ▶ 加えて二国間での重点施策を進める上での日本国特許庁の現地窓口としてポストプレイ的な活躍が期待。

グローバル化に対応した海外における知財取得支援（4）

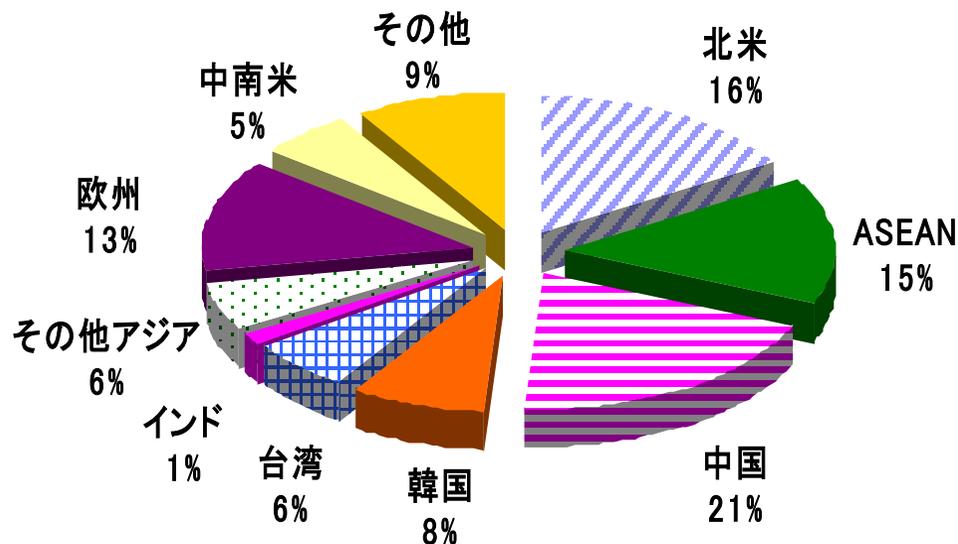
【論点】 アセアンやインド等のアジア新興国は、日本企業にとって今後より一層重要な市場となることが見込まれる。日本企業の海外展開を後押しするために、アジア新興国における審査プラクティスと日本特許庁の審査プラクティスとの調和を促進して、日本企業がアジア新興国において日本と同様の感覚で知的財産権を取得できる環境を構築すべきではないか？

【第1回競争力専門調査会での委員からの意見】

- ・日本特許庁の審査官をアセアン各国等に派遣して、それらの国の審査プラクティスが日本特許庁のプラクティスに近いものとなるようにしてほしい。

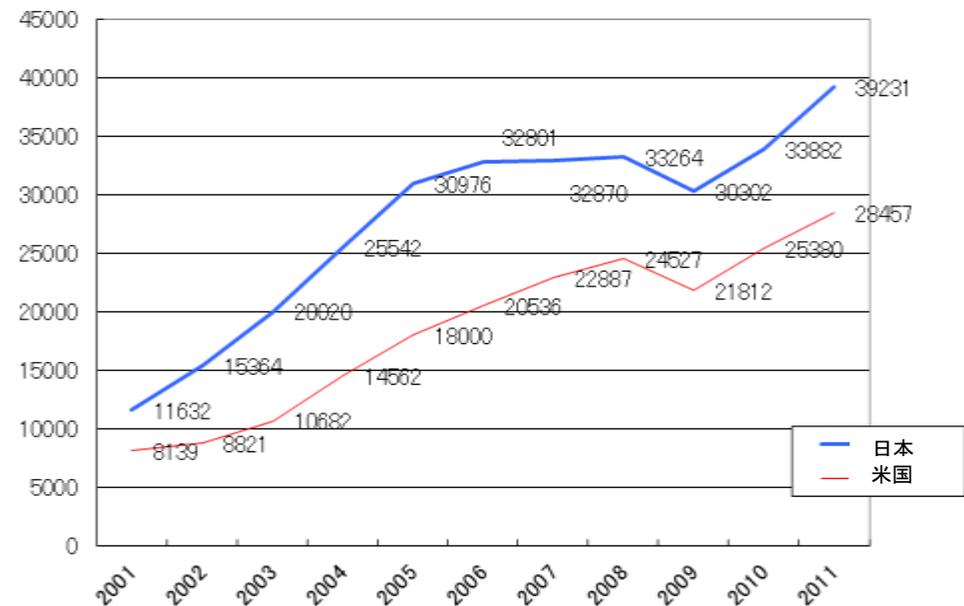
重要性を増すアジア新興国市場

【国別貿易動向（輸出）2011年】



出典：財務省貿易統計

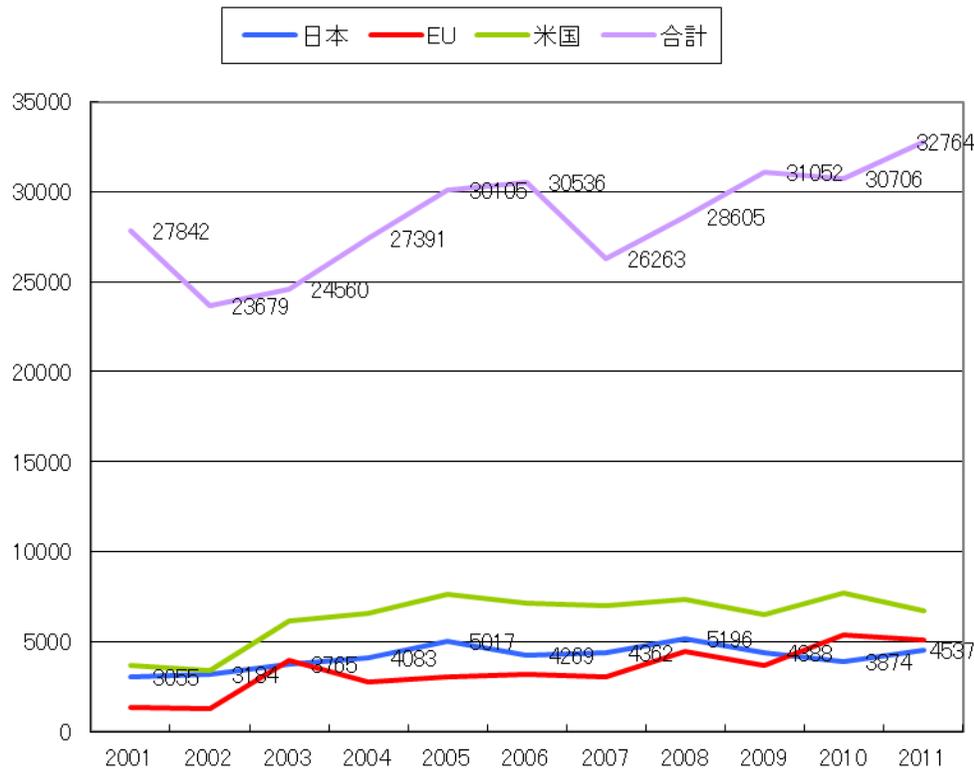
中国における特許出願状況



出典：WIPO HP 17

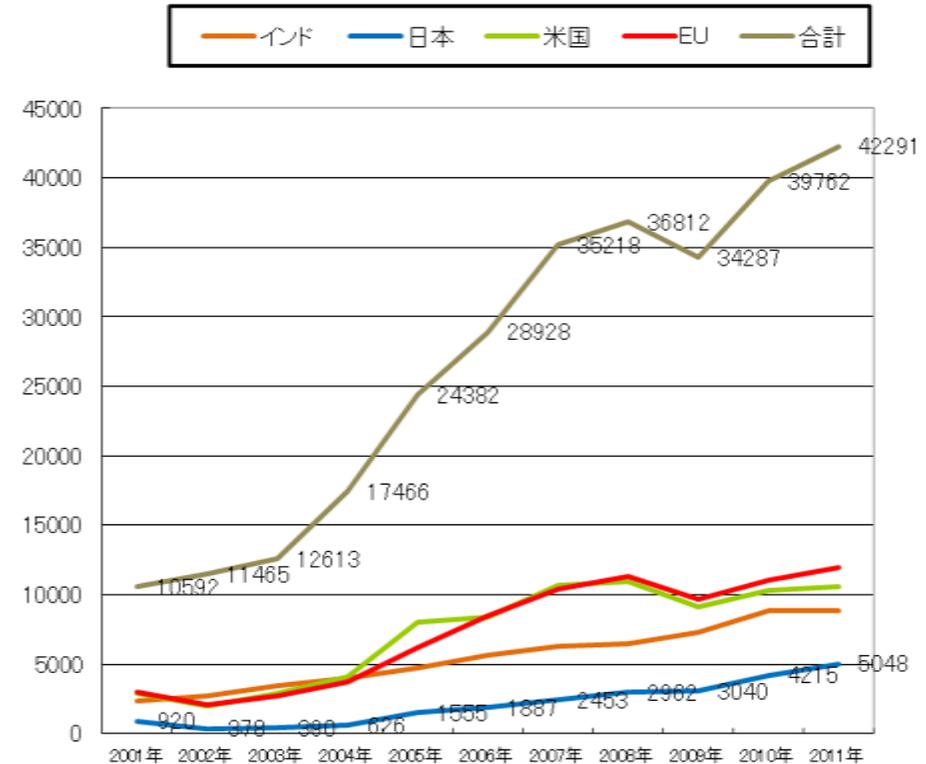
グローバル化に対応した海外における知財取得支援 (5)

ASEANにおける特許出願状況



出典:WIPO HP

インドにおける特許出願状況



出典:WIPO HP

グローバル化に対応した海外における知財取得支援（6）

各国における新興国協力に関する取組

- 日本は、新興国等に対して、知的財産の専門家の派遣、知的財産に関する種々の研修の提供等を通じた支援・協力を実施しているところ。
- 一方で、他国も、新興国等における知的財産活動に関する支援・協力を積極的に推進している。

●日本

- 新興国等への知的財産に関する専門家の派遣（知的財産制度整備の支援、人材育成協力等を実施）
- 新興国等の知財庁職員や取締機関の職員等に対する研修の実施（1996年以降累計4000名弱を研修生として日本に招待）等

●欧州

アセアン向け協力プログラム(ECAP)の実施(1993年-)

アセアン諸国の知財登録サービスに関する能力強化のための支援や知財エンフォースメントの強化等に向けた支援を実施。

出典：ECAPⅢウェブサイトに基づき知財事務局作成

●韓国

知的財産行政の韓流(Korea-IP Wave)拡大

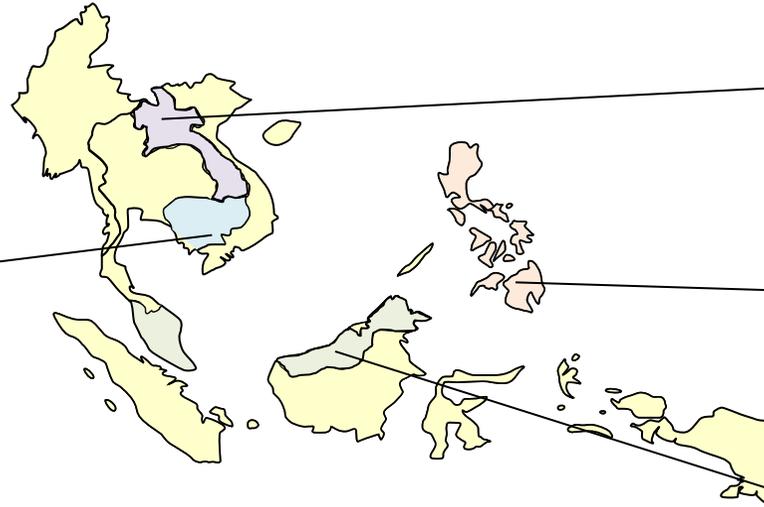
- 審査サービスの輸出拡大を推進
PCT国際調査サービスの輸出拡大及び新興国・途上国への審査代行を推進
- 外国に特許行政のノウハウを紹介し、韓国企業にフレンドリーな知財権環境を構築
- ベトナム・タイ(2012.6)、中国(2012.10)の知財権担当の公務員を招待し、教育を実施
- 韓国型の特許情報化システムの海外普及及びWIPOの情報化プロジェクト事業への参加
モンゴル(335万ドル、2009～2011)、アゼルバイジャン(420万ドル、2011～2013)、アフリカ広域知的財産機関(580万ドル、2013年予定)の特許情報化システム構築

出典：JETROソウル知財ニュース「韓国特許庁、今年の特許審査処理期間を14.8カ月に短縮」、JETROソウル、2012年12月28日

グローバル化に対応した海外における知財取得支援 (7)

ASEAN各国における知財制度・システム検討状況

カンボジア:
知財制度整備をWIPOが主体となつて支援。



ラオス:
知財法整備をUSAID(米国国際開発庁)が関与して支援。

フィリピン:
知財庁における事務処理システムにWIPOのIPAS(IP Automation Software)システムを導入。

マレーシア:
EPO(欧州特許庁)の審査用文献サーチシステム(EPOQUE)を導入。

(知財事務局による東南アジアの現地知財専門家ヒアリングより)

- 知財庁における事務処理システムについては、WIPO(世界知的所有権機関)のIPAS(IP Automation Software)システムがフィリピンをはじめ東南アジア各国に浸透しつつある。

(知財事務局による東南アジアの現地知財専門家ヒアリングより)

ASEAN諸国の知財庁職員・審査官数

(人)	ブルネイ	カンボジア	インドネシア	ラオス	マレーシア	ミャンマー	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム
総職員数	25	47	575	23	375	12	252	176	405	275
特許審査官数	-	-	132	3	72	-	41	-	26	42
意匠審査官数	-	-	74		4	-	-	-	12	10
商標審査官数	-	-	145	4	58	-	26	-	32	53

グローバル化に対応した海外における知財取得支援（8）

アジア共通の知財システムの構築とそのための日本特許庁の基盤整備

- 日本企業のアジア新興国への展開を後押しするためには、日本企業がアジア新興国において円滑に知的財産権を取得できる環境を整備することが極めて重要。
- 日本の審査官をアジア新興国知財庁へ相当規模で派遣することによって、アジア新興国知財庁における審査スキルの向上を支援するとともに、日本の審査プラクティスとアジア新興国の審査プラクティスとの調和を促進し、**日本企業がアジア新興国において日本と同様の感覚で知的財産権を取得できる環境（アジア共通の知財システム）**を整備すべきではないか。
- アジア新興国知財庁への審査官派遣の前提として、審査結果のグローバル発信力強化、グローバル対応の審査用情報システムの整備、審査体制の整備など、**日本特許庁におけるグローバル展開のための基盤整備**も必要ではないか。



日本特許庁における グローバル展開のための基盤整備

日本の審査結果のグローバル発信力強化

- PCT国際調査機関としての管轄をアジア新興国にも拡大（アジア新興国からのPCT英語出願を日本で国際調査）
- 審査基準の明確化 等

グローバル対応の審査用情報システムの整備

- 審査官が派遣先アジア新興国において我が国と同様の審査結果が出せるように、先行技術調査のための検索環境の整備や、関連する出願の他国審査結果情報を一括して取得するための環境を整備。

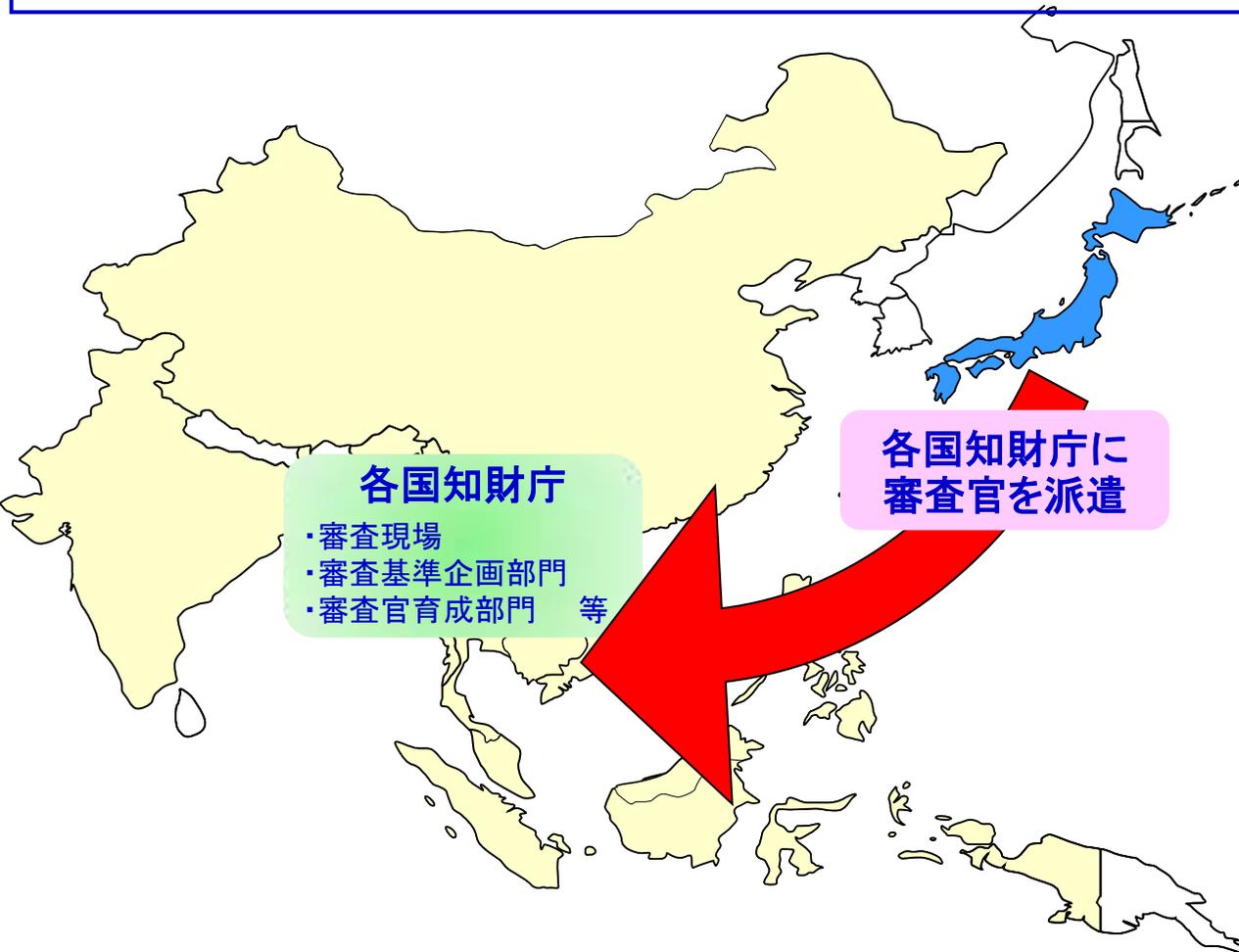
審査体制の整備

- 日本における迅速で的確な審査を実践しつつ審査官のアジア新興国への積極的派遣を可能にする審査体制の整備

グローバル化に対応した海外における知財取得支援 (9)

アジア共通の知財システムの構築に向けた具体的イメージ

- アジア新興国知財庁に日本特許庁の審査官を相当規模で派遣
- 各知財庁への派遣人数は、派遣先の状況(日本からの出願数、派遣先知財庁の体制等)に応じて柔軟に決定
- 日本の審査プラクティスを派遣先知財庁と十分に共有するため各審査官の派遣期間は1~2年程度
- 派遣先知財庁では、審査現場、審査基準企画部門、審査官育成部門等で業務を遂行



派遣先知財庁における業務例

● 審査プラクティスの共有

日本の審査官と派遣先の審査官が、同じ発明に関する各国の出願を用いて互いの審査実務について協議。(審査現場での業務)

● 文献サーチスキルの共有

審査用文献サーチシステムの利用方法や文献サーチ手法の共有。(審査現場での業務)

● 審査基準の策定・改訂支援

派遣先知財庁の審査基準管理担当者に日本の審査基準を説明。派遣先知財庁が審査基準を策定・改訂する際には、日本の審査基準に沿ってアドバイス。(審査基準企画部門での業務)

● 審査官の育成支援

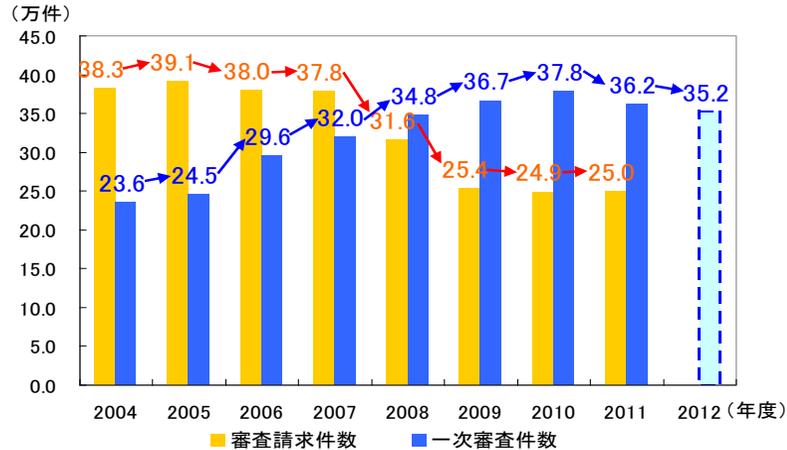
審査官研修の講師、審査官育成研修用のテキストの作成協力等。(審査官育成部門での業務)

特許審査の迅速化 (1)

特許審査の状況

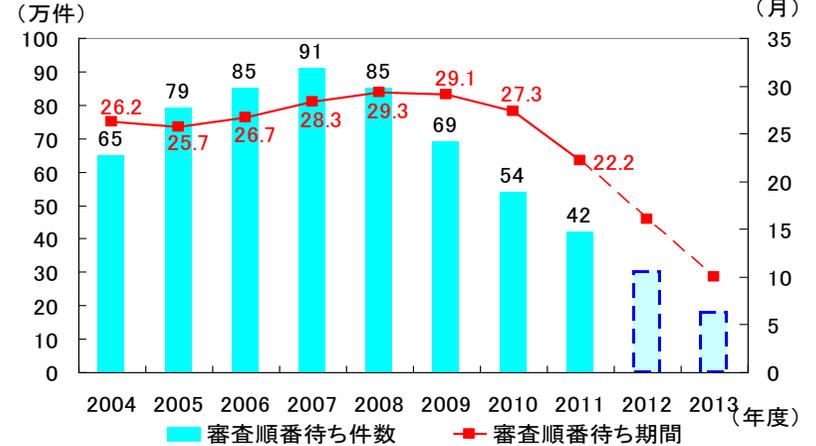
- 任期付審査官の採用、先行技術調査の外注の拡大等をはじめとした審査の迅速化施策により、審査順番待ち件数及び審査順番待ち期間は着実に短縮。

審査請求件数(IN)と一次審査件数(OUT)



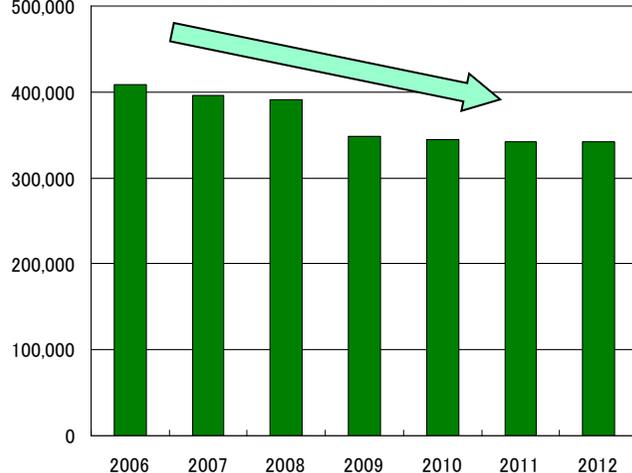
出典:「知的財産立国に向けた新たな課題と対応」(特許庁,2012年6月)

審査順番待ち(滞貨)件数



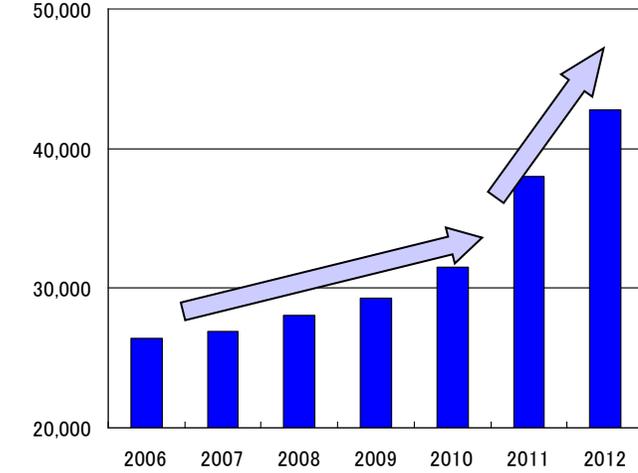
- 日本への特許出願件数は近年減少傾向にあるものの、日本国特許庁が受理するPCT出願件数は大きく増加。PCT出願は一定期間内に審査する必要があるため、PCT出願が増加すると、その分国内出願の審査が後回しになる可能性がある。

特許出願件数の推移



(※2012年は暫定値)

PCT出願件数の推移



(※2012年は暫定値)

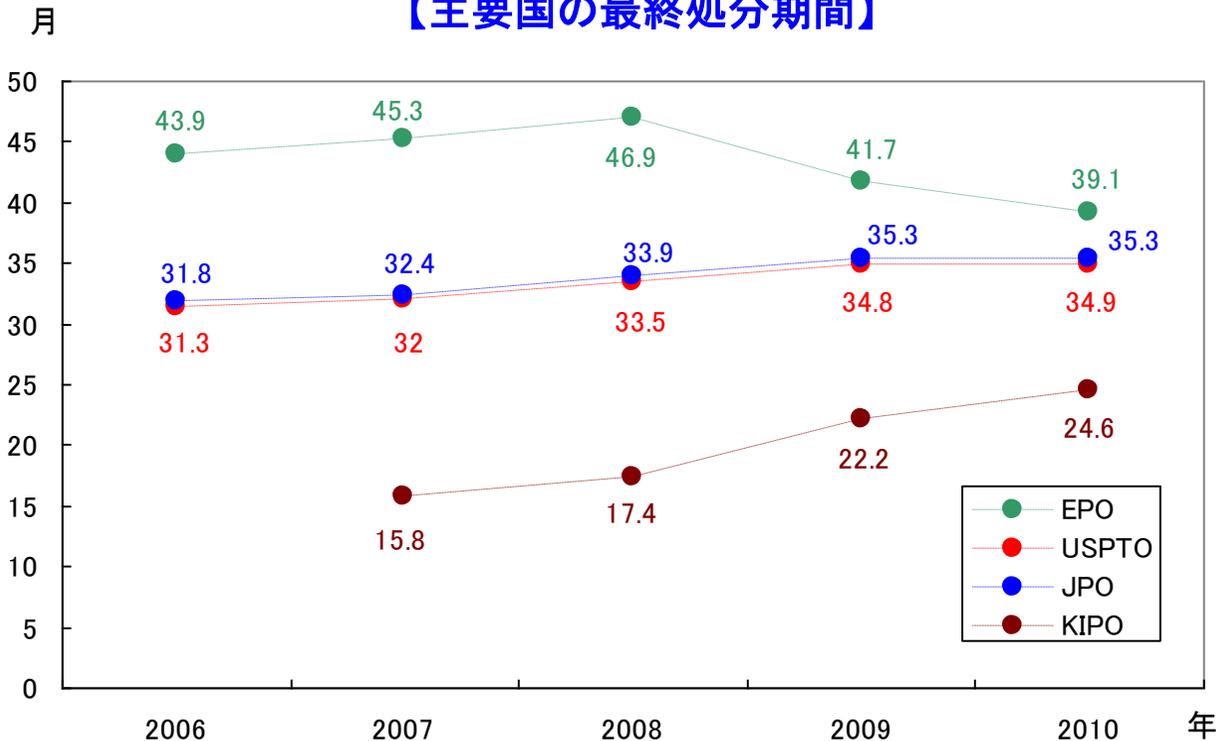
特許審査の迅速化 (2)

最終処分期間の短縮に向けた世界の動き

- 審査順番待ち期間が短縮される一方で、米国等の主要国では、最終処分期間を短縮する動きが強まっている。

【主要国の最終処分期間】

【米国の動向】



- 最終処分期間を2015年までに20か月へ短縮予定。
(米国特許商標庁2010-2015戦略計画)
- 2012年3月に発効した米韓FTAは、特許付与が「出願日から4年以上、または、審査請求日から3年以上」遅れた場合、特許期間を延長すると規定。
- 韓国以外にも、シンガポール、オーストラリア等とのFTAにおいて、最終処分期間を規定。

出典:「特許庁年次報告書 2012年版」(特許庁, 2012年6月)
※2011年の日本の最終処分期間は、34.0か月

特許審査の迅速化 (3)

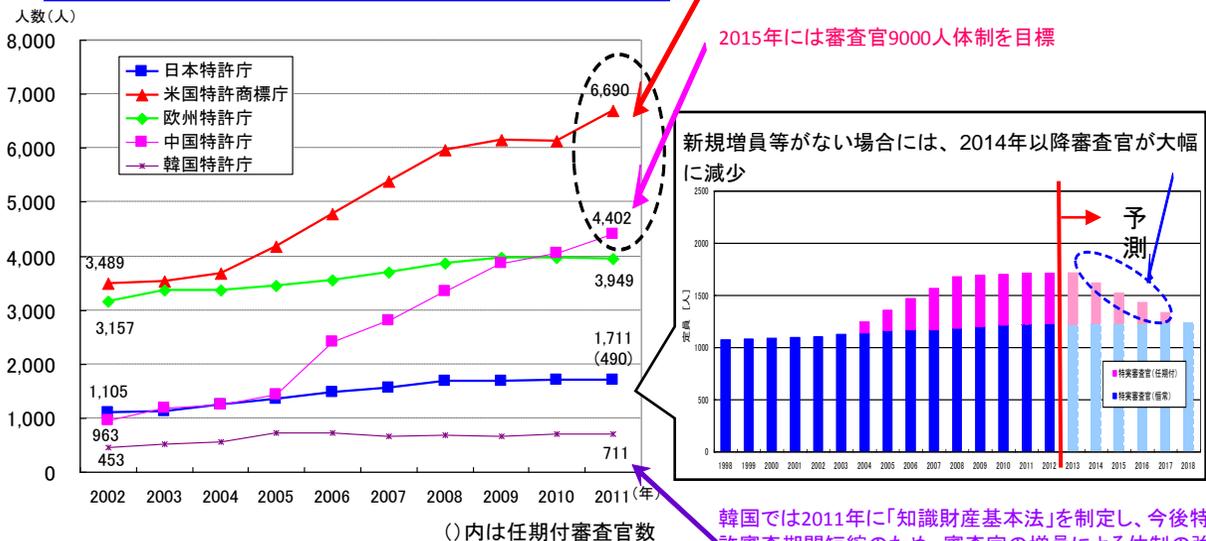
審査体制の整備

- 先進国特許庁が審査官の増員等の体制強化を実行するなか、我が国においては、2013年以降、任期付審査官の任期満了にともない、審査官数が大幅に減少。
- 予算や人員の手当てを行わない場合、審査順番待ち期間が再び長期化すると試算あり(特許庁試算)。

【第1回競争力専門調査会での委員からの意見】

- ・審査官数維持への強いメッセージを出すべき。任期付審査官の問題については、優秀な人財を特許庁において確保・維持していくことは必要。

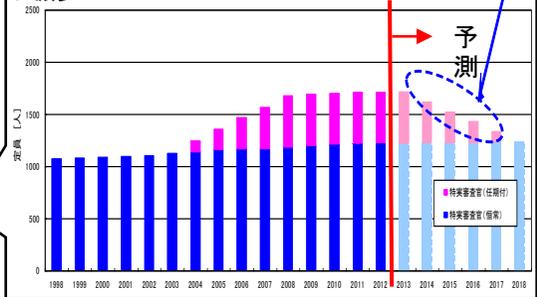
五大特許庁における審査官数の推移



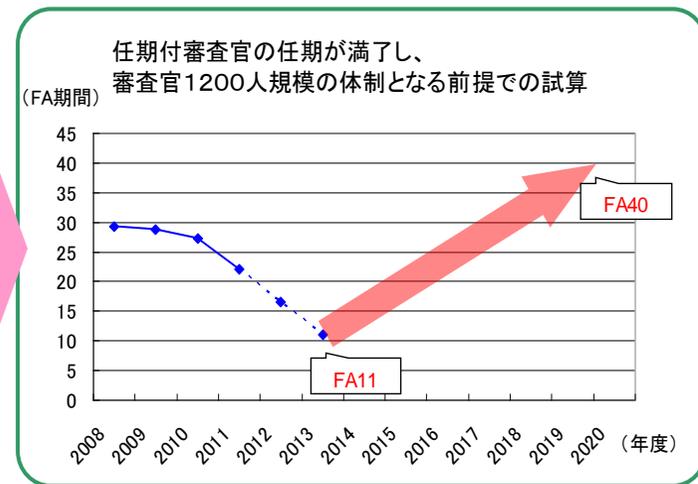
予算教書上、2012年は約1100人の増員予定

2015年には審査官9000人体制を目標

新規増員等がない場合には、2014年以降審査官が大幅に減少



韓国では2011年に「知識財産基本法」を制定し、今後特許審査期間短縮のため、審査官の増員による体制の強化を実施予定。

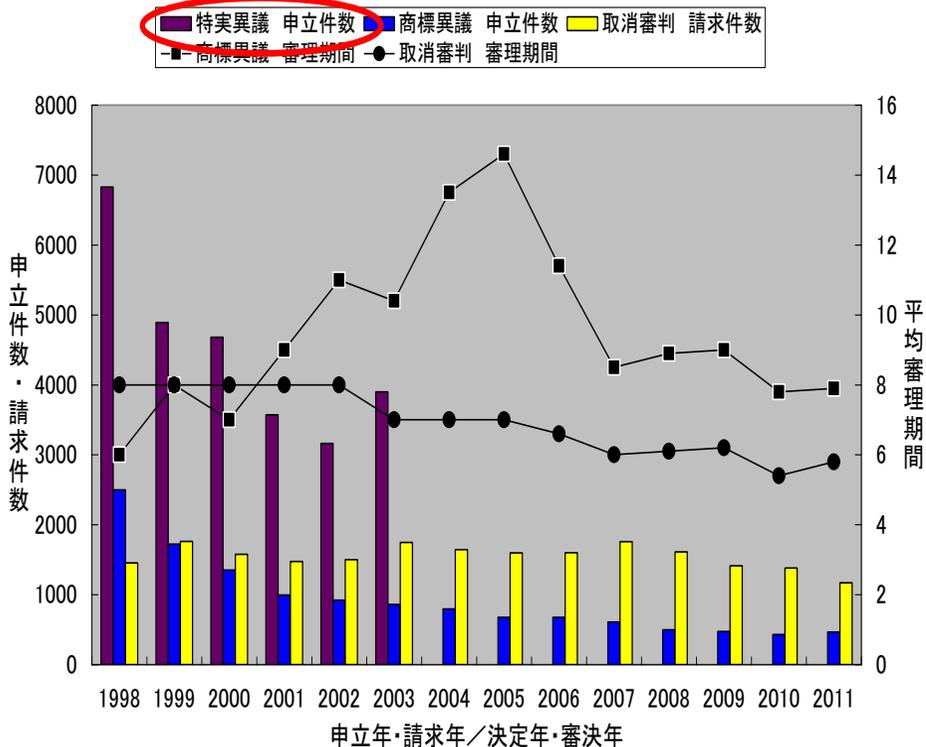


審判制度の改革 (1)

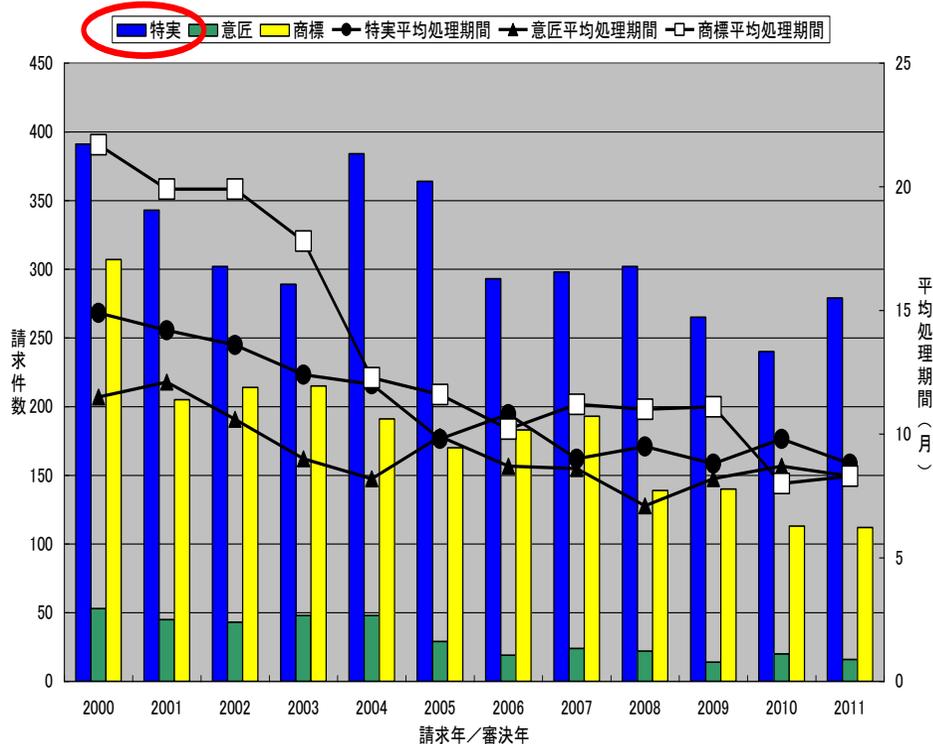
無効審判の利用状況

- 特許異議申立制度は2003年末で廃止。
- 無効審判請求件数は、2004～2005年は特許異議申立制度の無効審判制度への統合等により増加したが、その後は250～300件程度で推移。

異議申立・取消審判請求件数



無効審判請求件数



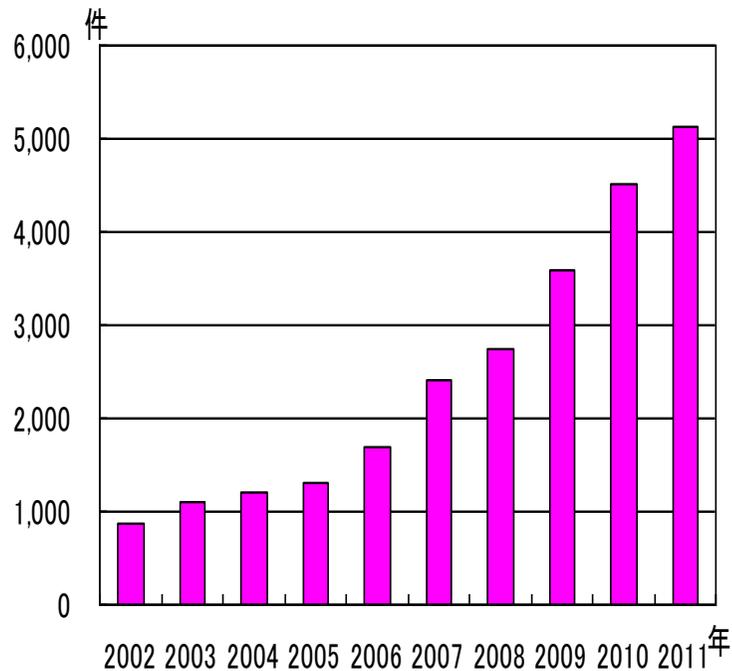
出典:「審判の現状と課題」(特許庁,2012年)

審判制度の改革 (2)

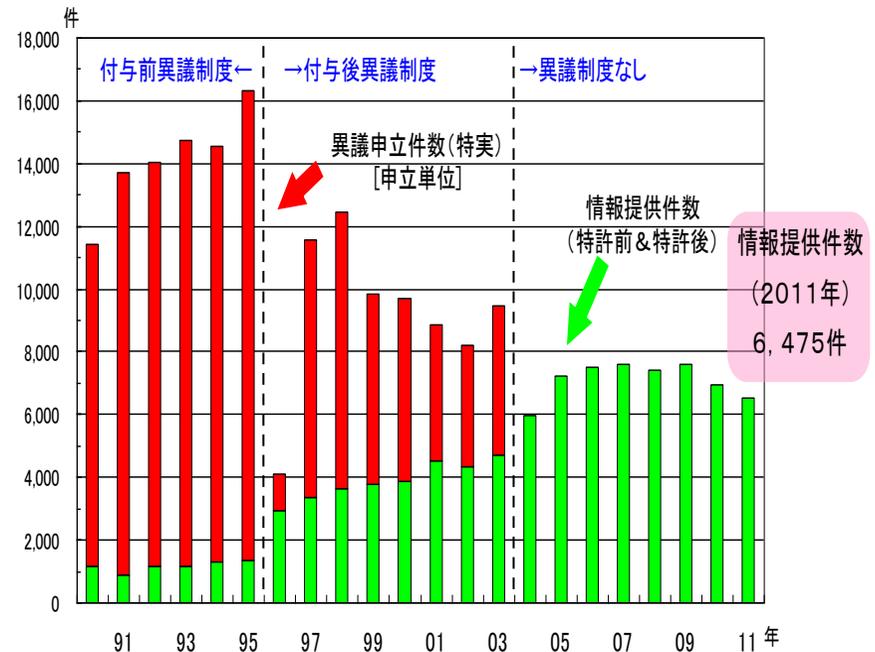
特許付与後の権利見直し制度の検討

- 審査順番待ち期間の短縮及び早期審査申出件数の増加に伴い、出願公開前に特許査定される案件が増加しており、特許査定前の情報提供の機会が減少。
- こうした状況を踏まえ、特許権の安定性向上の観点から、現在特許庁において特許付与後の権利の見直し制度の導入について検討中。

【公開前特許査定件数の推移】



【情報提供・異議申立件数の推移】



出典:「知的財産立国に向けた新たな課題と対応」(特許庁,2012年6月)

営業秘密の保護強化 (1)

【論点】 営業秘密の保護に関しては、営業秘密の流出についての制限をより強化すべきとの意見もあれば、職業選択の自由や退職後の雇用確保等の観点から営業秘密の保護を強化することに慎重な意見も存在する。

1. 日本の罰則等の法制度は、外国と比較し依然として不十分か？不十分とすればどのような手当があるか？
2. 我が国企業が、法制度をうまく活用して営業秘密の実効的な管理をするには何をすればよいか？
例えば、以下①～③の点を検討すべきではないか。

検討例① 既存の指針・ガイドライン(営業秘密管理指針など)の改訂、その内容の周知徹底など

検討例② 営業秘密管理指針に沿った基本的な対策ができていない企業への支援強化など

検討例③ 企業が営業秘密管理の適切な実施をPR(アニュアルレポートでの報告など)することの促進など

【第1回競争力専門調査会での委員からのご意見】

- ・営業秘密保護の実効性を強化する必要がある、個別企業の対応に加えて、我が国の産業競争力の維持の観点から政府として考えるべき。

営業秘密の保護強化 (2)

【論点】 1. 日本の罰則等の法制度は、外国と比較し依然として不十分か？
不十分とすればどのような手当があるか？

各国法制度の現状・動向

(1) 営業秘密侵害に係る刑事罰の国際比較 (表1)

(2) 米国動向

米国では、米国企業が新興国企業と公正なレベルプレイングフィールドで適切に競争できる環境を実現するため、FTC5条(連邦法)、新州法、既存州法、ITC(米国際貿易委員会)といった手段を使い、新興国でIT(ソフトウェア、ハードウェア、営業秘密など)を不正入手して安価に商品を製造する行為、不正に製造された(安価な)商品を自国で取締まることを進めている。

【表1】

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	韓国	中国
法律	不正競争防止法	経済スパイ法	詐欺法	労働法典, 刑法	不正競争防止法	不正競争防止及び営業秘密保護法	刑法
罰則介入可能時期	領得, 複製	領得, 複製, 未遂, 共謀	領得, 複製, 未遂	開示, 未遂	領得, 複製, 未遂	領得, 複製, 未遂, 予備	領得, 複製
元役員・元従業員	媒体横領・複製、在職中約束の場合	○	※1	○(判例法)	※2	○	○
行為者処罰①懲役	10年以下	10年以下	10年以下	2年以下	3年以下	5年以下	3年以下
行為者処罰②罰金	1,000万円以下	上限なし	上限なし	3万ユーロ	上限なし	利得額の2倍以上10倍以下	上限なし
行為者処罰①②の併科	○	○	○	○	×	○	○
法人処罰	○	○	○	×	行政罰	○	○
法人処罰の罰金	3億円以下	500万ドル以下	上限なし	×	100万ユーロ以下	個人と同じ	上限なし
国外での使用・開示	○刑事罰対象	○刑事罰対象		○刑事罰対象	○刑事罰対象	○刑事罰対象	○刑事罰対象
国外での使用・開示の重罰化	×	○ 外国政府が関与した場合、行為者：15年以下and/or50万ドル以下、法人：1000万ドル以下	×	×	○ 5年以下	○ 10年以下	×
非親告罪化	×	○		○	×(訴追に特別の利益のある場合は○)	○	○

※1 立法過程の論述では明確になっていない。判例待ち。

※2 ドイツでは、元役員・従業員を問わず、営業秘密の開示のそそのかし及び申し出が処罰の対象となっている(2年以下の懲役又は罰金)。

出典：平成21年度経済産業省委託事業「諸外国の訴訟手続における営業秘密保護の在り方等に関する調査研究報告(2010年2月)」に基づき作成

一部内容確認中

営業秘密の保護強化 (3)

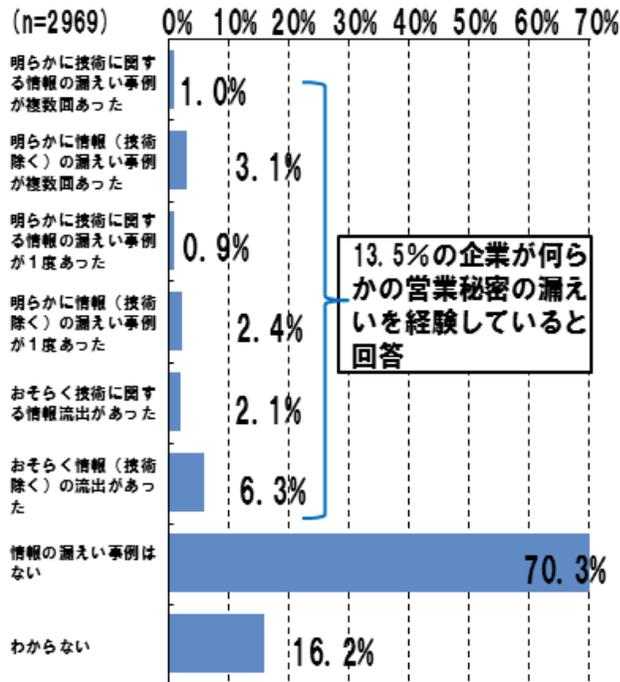
【論点】 2. 我が国企業が、法制度をうまく活用して営業秘密の実効的な管理をするには何をすればよいか？

企業の営業秘密管理・人財を通じた技術流出を防止するための対策検討の現状

(1) 人材を通じた技術流出に関する実態調査(経産省)

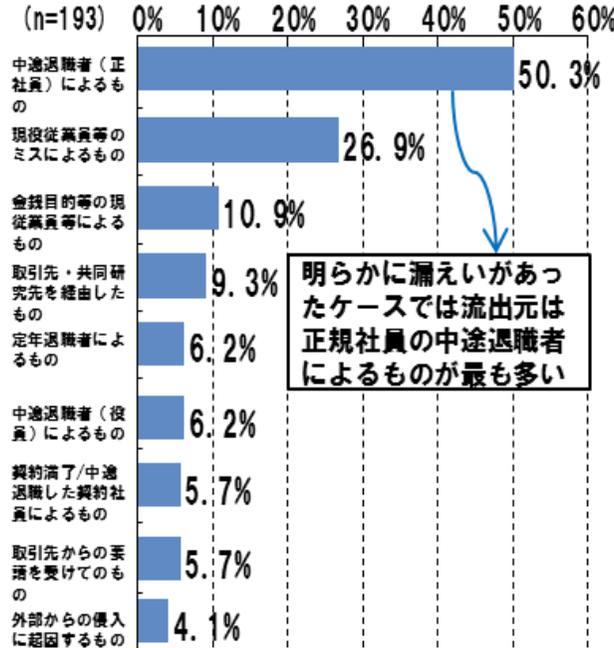
- ①アンケート調査(1万社に配布)を実施。2012.12.11付で結果を公表済(図1～図8参照)。
- ②アンケート調査結果を詳細把握するための企業ヒアリング(30社)を実施。調査結果などを踏まえ、技術流出防止に関する方策を検討。

図1 営業秘密の漏えい事例(過去5年間)



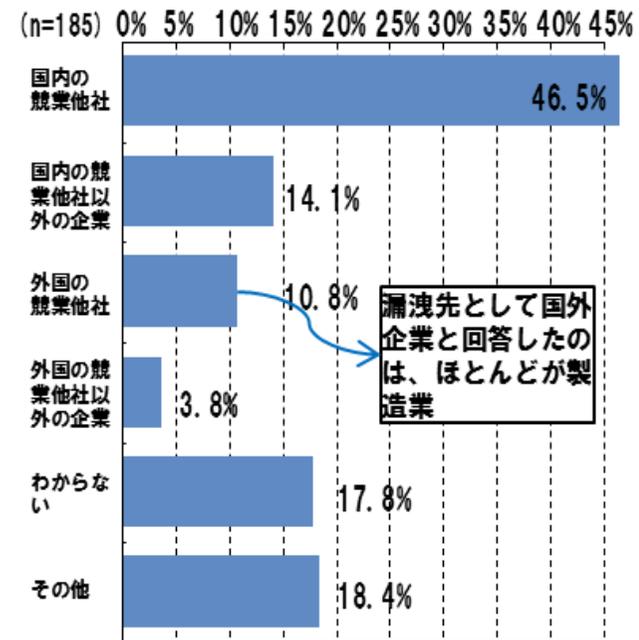
※複数回答式のため、各選択肢の割合の合計は100%にならない

図2 営業秘密の漏えい者(上位の比率)



※過去5年間で営業秘密漏えい事例が明らかであったと回答した企業のみ回答
 ※企業数に対する比率(件数に対する比率ではない)

図3 営業秘密の漏えい先



※過去5年間で営業秘密漏えい事例が明らかであったと回答した企業のみ回答
 ※複数回答式のため、各選択肢の割合の合計は100%にならない

営業秘密の保護強化（4）

企業の営業秘密管理・人財を通じた技術流出を防止するための対策検討の現状

(1) 人材を通じた技術流出に関する実態調査（経産省）

図4 営業秘密の漏えいによる推定損害額

※過去5年間で営業秘密の漏えい事例があった企業のみ回答 (n=183)

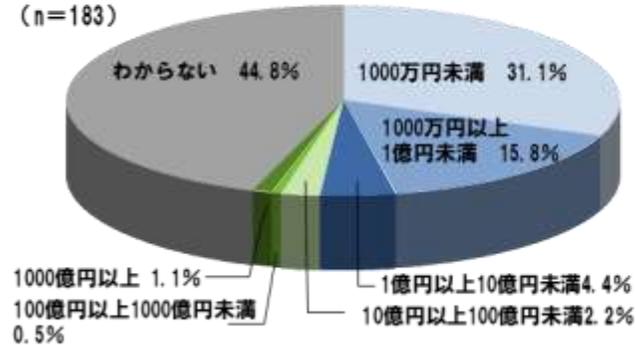


図5 従業員との秘密保持契約の締結

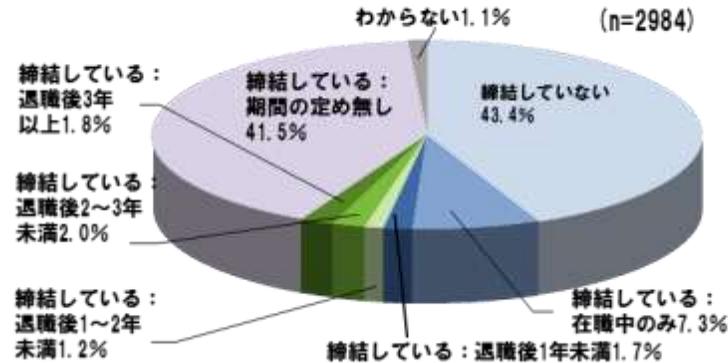


図7 営業秘密の管理実態：営業秘密とそれ以外の情報の区分、営業秘密の秘密レベルに応じた格付けの実施状況

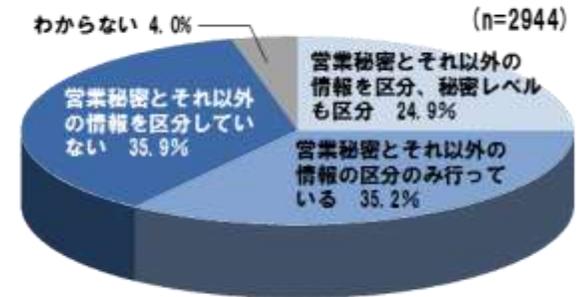
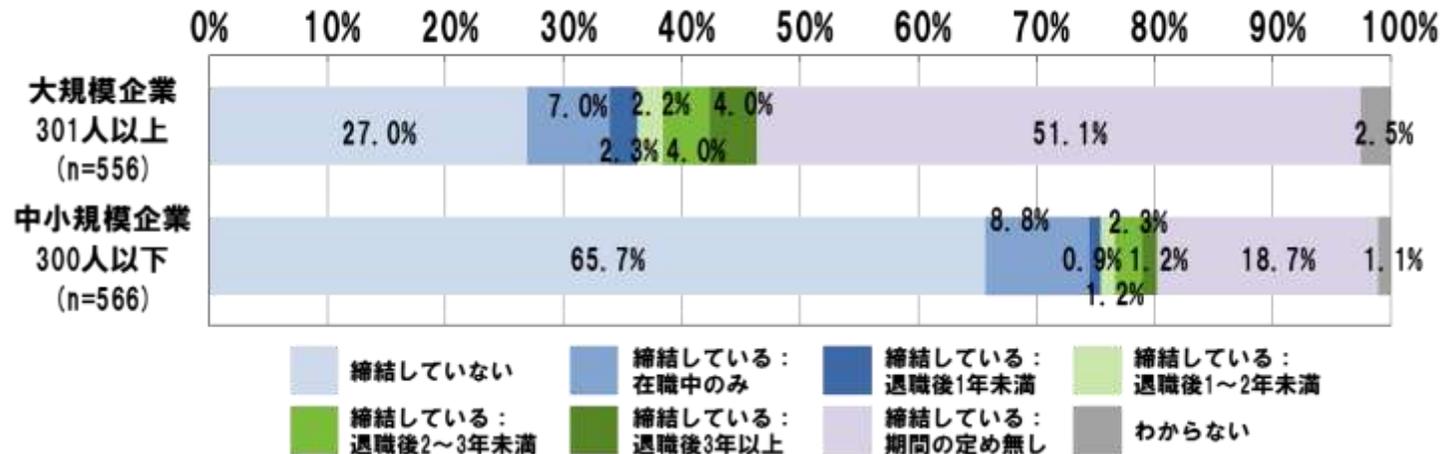


図6 従業員との秘密保持契約の締結（製造業 規模別）



※図4～図7
出典：「営業秘密の管理実態に関するアンケート」調査結果（確報版）
経産省 平成24年12月11日に基づき作成

営業秘密の保護強化 (5)

企業の営業秘密管理・人材を通じた技術流出を防止するための対策検討の現状

(1) 人材を通じた技術流出に関する実態調査(経産省)

図8 従業員との競業避止義務契約の締結

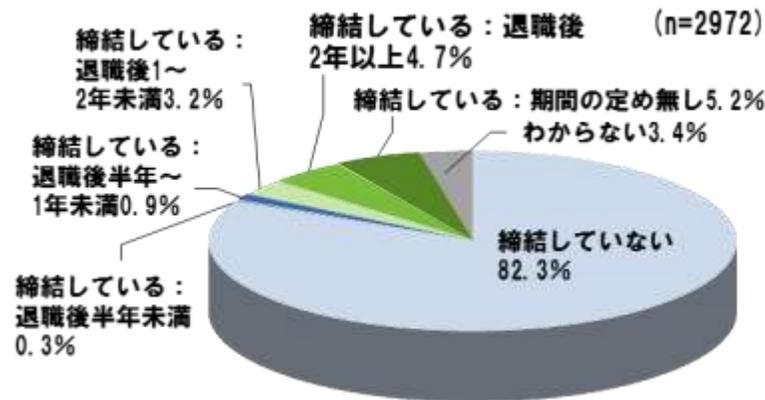


図10 競合避止義務契約を締結していない理由

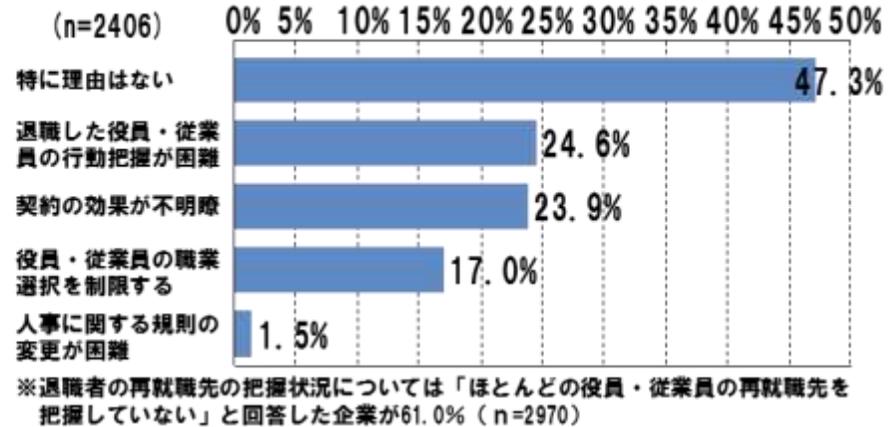
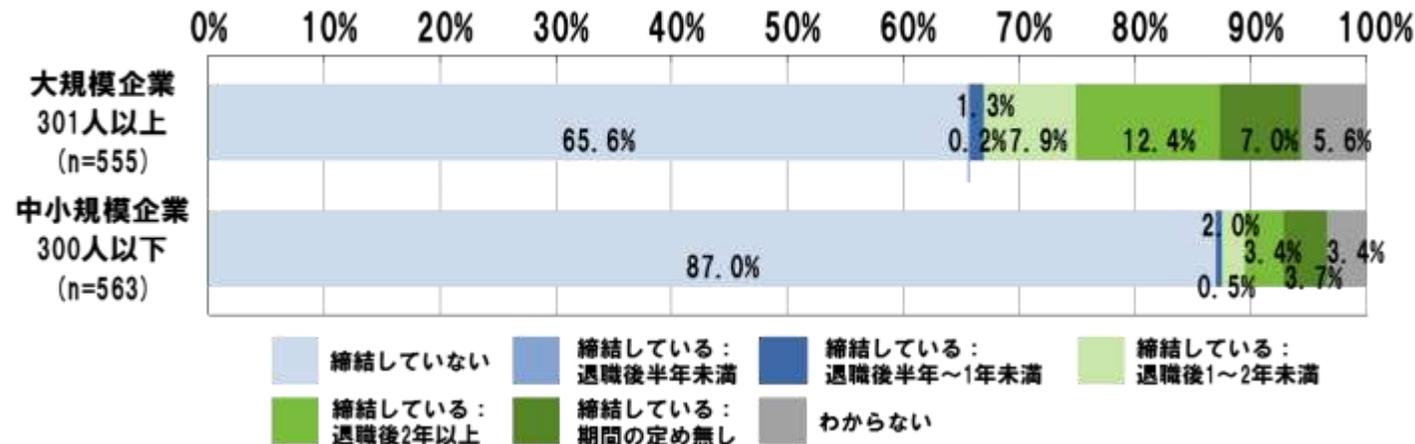


図9 従業員との競業避止義務契約の締結 (製造業 規模別)



※図8～図10
出典：「営業秘密の管理実態に関するアンケート」調査結果(確報版)
経産省 平成24年12月11日に基づき作成

営業秘密の保護強化（6）

企業の営業秘密管理・人材を通じた技術流出を防止するための対策検討の現状

(2) 「人材を通じた技術流出に関する調査研究委員会」で対策検討を開始（経産省委託調査）※1

- ①判例調査・分析に基づき、人材を通じた技術流出に対する実効性のある具体的な対策について、企業が作成する規程、契約等実務面を踏まえた検討を実施
- ・具体的には特に②と③の内容を検討

②競業避止義務契約の有効性の検討

- ・使用者の正当な利益の保護と労働者の職業選択の自由
- ・判例からみる実効性のある競業避止義務契約(規定)とは

【競業避止義務契約関連の判例分析】

◇業種により企業の「守るべき利益」の認定に幅がある。

◇例えば、昭和45年の奈良地裁判決(奈良地判昭和45年10月23日)では以下の主旨を判示
競業避止義務は、裁判例上、「合理的範囲内」の競業制限でないとその有効性が認められない。

「合理的範囲を確定するにあたっては、制限の期間、場所的範囲、制限の対象となる職種の範囲、代償の有無等について、債権者の利益(営業秘密の保護)、債務者の不利益(転職、再就職の不利益)及び社会的利害(独占集中のおそれ、それに伴う一般消費者の利害)の三つの視点に立って慎重に検討していくことを要する」

③競業避止義務違反者に対する退職金などの取扱いの検討

- ・判例調査の結果などを踏まえての検討

(参考)

【中国】 割増退職金を支払うと、一定年限、ライバル企業に行ってはいけないという契約を結ぶことが認められている

【米国】 退職時にストックオプションを与え、その行使が比較的年数が先でないとできないようにして、営業秘密を漏らしたり、同業他社に行ったりしたら行使できなくしている(一部の州を除く)

※1 「近事の技術流出事例への対処と技術流出の実態調査について」 経産省 平成24年12月12日、知財プリズム Vol.10 No.119 2012年8月、
営業秘密管理指針(平成23年12月1日改訂)に基づき作成

適切な権利行使の在り方

【論点】 1製品多数特許の新しい時代の知財制度において、特許権等に基づく差止請求権の在り方についてどのように考えるべきか？

【第1回競争力専門調査会での委員からのご意見】

・差止請求権を全面的に制限することは難しいので、特許の強さなど各業種の特性を考慮しつつ、日本として有利になる適切な権利行使の在り方を検討するべき。

ユーザーの意見

事業を行っていない者による特許権の行使について

➤ 制限の必要性があるとする意見

自らは特許発明を実施せず、差止請求権を盾に高額な賠償金や実施料を要求する等の行為は不当であり、イノベーションを阻害するものであるため、このような場合には特許権者による差止請求権の行使を認めるべきでない。

➤ 制限に慎重な意見

我が国の特許制度には、懲罰的賠償など侵害を抑止する手立てが少ない。また、特許権侵害訴訟における特許権者の勝訴率も低い。このような状況において、差止請求権を制限すると、我が国の特許権がさらに弱体化するおそれがある。

技術標準に係る特許権の行使について

➤ 制限の必要性があるとする意見

技術標準の形成・活用が妨げられ、技術標準化への参加者のみならず社会も損失を被るため、権利行使を認めるべきではない。

➤ 制限に慎重な意見

差止請求権を制限することにより、特許発明の実施者（標準化技術の利用者）は差止めを受けるおそれなくなる。その結果、実施者がライセンス交渉のテーブルにつかず、または交渉が長引き、特許権者が不利益を受けるおそれがある。

製品に対する寄与度の低い特許に基づく権利行使について

➤ 制限の必要性があるとする意見

製品全体に対する特許の寄与度が低いにもかかわらず製品全体の製造や販売が差し止められるため、影響が大きい。

➤ 制限に慎重な意見

一定期間があれば、特許回避は容易であるため、差止めを認めたとしても、それほど影響はない。他方、設計変更などにより特許回避が容易でないのであれば、むしろ製品における寄与度が高い特許であることが多いといえるのであるから、そのような場合にこそ差止めを認容すべき。

グローバル化に対応した海外における知財活用支援 (1)

【論点】 日本企業の海外における知財エンフォースメント・知財活用を支援し、知財やイノベーションの収益化を後押しするため、通商協定の活用、模倣品防止のための体制・支援強化等にどう取り組むべきか。

【第1回競争力専門調査会での委員からのご意見】

・投資保護協定等を使って日本の海外投資資産としての知的財産を守ることを検討するべき。あるいは、EPA、FTAなどの議論の場において、知財の尊重について議論するべき。

経済連携協定及び投資協定等における知的財産保護の取組

＜経済連携協定(知財章)＞ (特許庁資料、「我が国の経済連携協定(EPA)における知的財産分野の合意(小山隆文)」を基に作成)

①迅速かつ的確な知的財産権の保護の確保

- 修正実体審査制度の所定庁に日本特許庁を追加(シンガポール)

日本で特許が成立したことを示す特許公報を提出する事で、形式的な確認(権利範囲の同一性)のみで特許を取得出来る。

- 日本の審査結果の提出による早期審査制度の導入(インドネシア、マレーシア)

日本に出願している審査結果等を提出する事により、他出願よりも優先的に審査を受ける事が出来る。

- 優先審査制度の導入(マレーシア、ベトナム)

出願中の権利が模倣されているなど、早期の権利化が必要な場合に、他出願よりも優先的に審査を受けることが出来る。

②手続の簡素化・透明性向上

- 特許出願日から18月後の出願公開制度の導入(マレーシア)

- 複数の出願をまとめて委任できる包括委任状制度の導入(インドネシア、ベトナム)

③エンフォースメントの強化

- 刑事罰対象権利(インドネシア、フィリピン、タイ)

刑事罰の対象についてTRIPS協定で義務付けている商標・著作物の侵害に加え、特許・実用新案・意匠等も対象とする。

- 税関差止め対象の拡大(フィリピン)

侵害品の輸入差止の対象について、TRIPS協定で義務付けている商標・著作権の侵害に加え、特許・実用新案・意匠も対象とする。

グローバル化に対応した海外における知財活用支援 (2)

＜投資協定及び経済連携協定(投資章)＞ (経産省 経済連携課ヒアリングによる)

投資協定及び経済連携協定(投資章)においては、知的財産を投資財産の一つとして規定し、投資協定における保護(※)の対象としている。(※内国民待遇、最恵国待遇、公正衡平待遇、特定措置の履行要求の禁止、収用の原則禁止、送金の自由等)

産業界及び学会からは、投資協定での知財保護に関して以下の課題が指摘されている。

①知的財産のライセンス契約にかかるロイヤリティ料率、契約期間、ロイヤリティの送金などが不当に制限されている

②強制実施権による特許権の無効化

＜事例＞インドにおける強制実施権の設定(JETRO通商広報による)

2012年3月、独バイエル社のがん治療薬特許に関し、インド特許局が、地場医薬品メーカー(ナトコ社)の請求に基づき、現行法で初めて強制実施権を発動。

アジアの模倣品流通状況

- 製造:中国 → 販売・提供:アジアの流通パターンが突出。
- 全体模倣被害率、被害総額は共に概ね横ばい。

模倣品の製造国・地域別被害者数

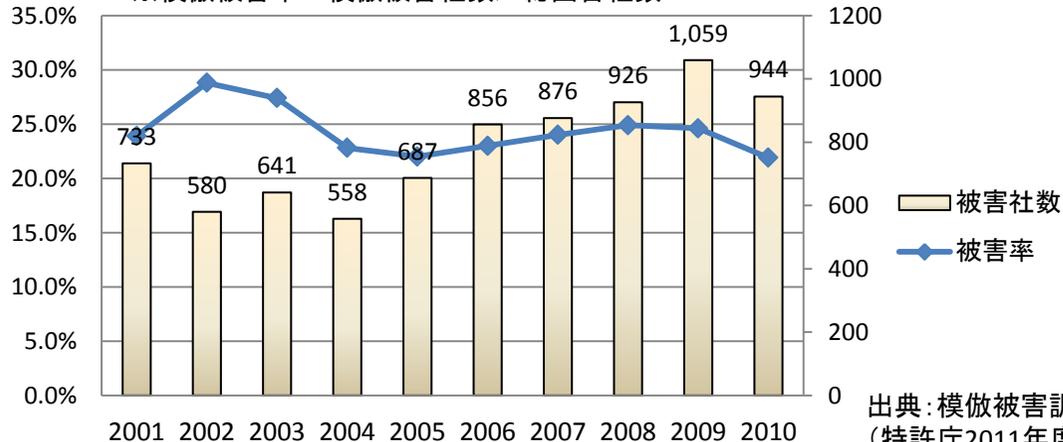
(単位:社数)

		販売・提供国・地域									
		日本	中国	台湾	韓国	インドネシア	タイ	マレーシア	シンガポール	ベトナム	フィリピン
製造国・地域	中国	225	405	99	98	50	61	52	45	47	41
	台湾	40	44	83	22	8	8	10	9	6	8
	韓国	45	28	23	94	3	8	6	7	2	5
	インドネシア	3	3	0	0	17	4	4	3	2	3
	タイ	12	6	2	1	2	21	3	2	4	4
	マレーシア	4	3	1	1	2	2	17	6	1	2
	シンガポール	2	4	2	1	1	1	2	2	1	1
	ベトナム	3	1	0	0	1	1	1	1	13	1
	フィリピン	0	3	0	1	2	2	2	2	2	5

(注)複数回答、中国は香港も含む。産業財産権登録出願の上位8,000社に対して実施。
(出所)2011年度模倣被害調査報告書(2012年3月特許庁国際課)

模倣被害社数と模倣被害率の推移

※模倣被害率=模倣被害社数/総回答社数



模倣被害総額の推移



出典:模倣被害調査報告書(特許庁2011年度)

グローバル化に対応した海外における知財活用支援（3）

海外における知的財産活動の支援

市場としての重要性がますます高くなるアジア新興国について、現地での知財活動支援体制は十分に整備されているか？

中小企業の声（知財事務局によるヒアリングより）

海外で知財権を取得していても、資力や経験に乏しい中小企業が権利行使することは難しい。そうしたところにも支援があると有り難い。

➤ 在外公館

知的財産担当官を任命（2005年3月）

- 模倣品・海賊版の被害相談、官民連携強化

➤ ジェトロ

海外ビジネスを展開する企業への支援の一部として知的財産保護支援を実施

※アジア新興国各国の事務所において知財専任の担当者があるのは、北京、ソウル、バンコク、ニューデリーの4カ所。その他の事務所では駐在員が知財担当を兼任して対応。

<支援内容例>

● 海外の侵害状況の調査支援：中小企業知的財産権保護対策事業（侵害調査費用の助成）

調査費用の2/3（上限300万円）を支援、平成24年度予算規模約3000万円で12件の助成を実施見込み

● 知的財産権問題研究グループ（IPG）の開催 - 海外における日系企業間の情報交換活動や政府機関との関係構築（例）上海IPG

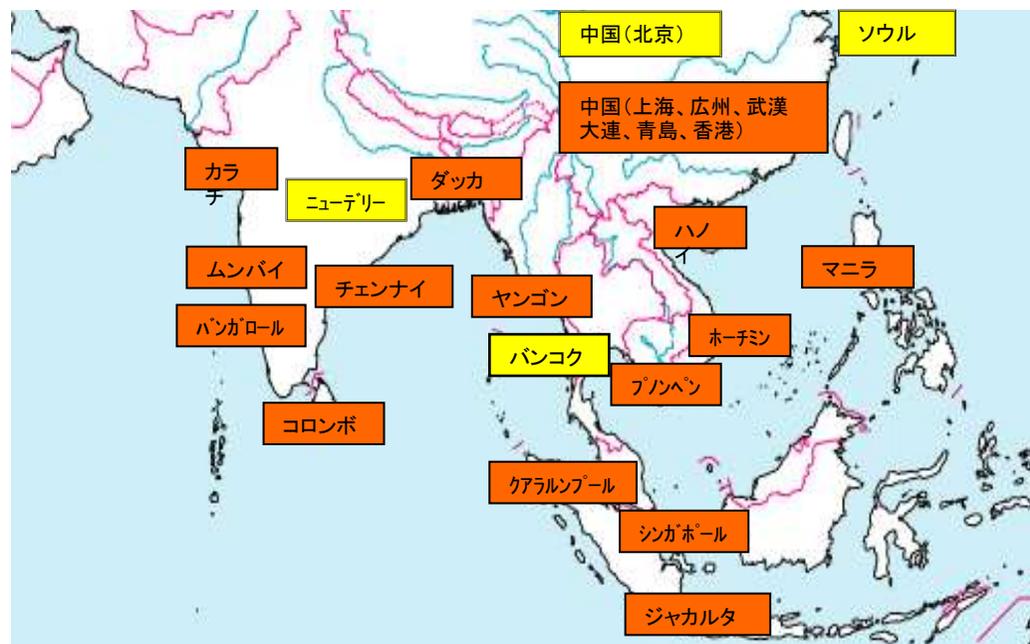
● 現地法律事務所、調査会社等の紹介 - 模倣被害対策支援として、ジェトロ現地事務所にて実績を有する法律事務所を紹介

<比較：他国における支援> 【韓国】IP-DESKの設置

・韓国特許庁がKOTRA（大韓貿易投資振興公社）及び韓国知識財産保護協会と連携し、韓国企業の知財権相談及び支援の窓口として米、中（北京・上海・広州・青島・瀋陽）、タイ、ベトナム、インドネシアの9都市に設置。昨年11月に「中国地域における知的財産戦略会議」を主催し、中国における韓国企業の知財権競争力の向上策を議論。

【アジアのJETRO事務所】

- : 知財専任の担当者が駐在する拠点
- : 駐在員が知財担当を兼任して対応している拠点



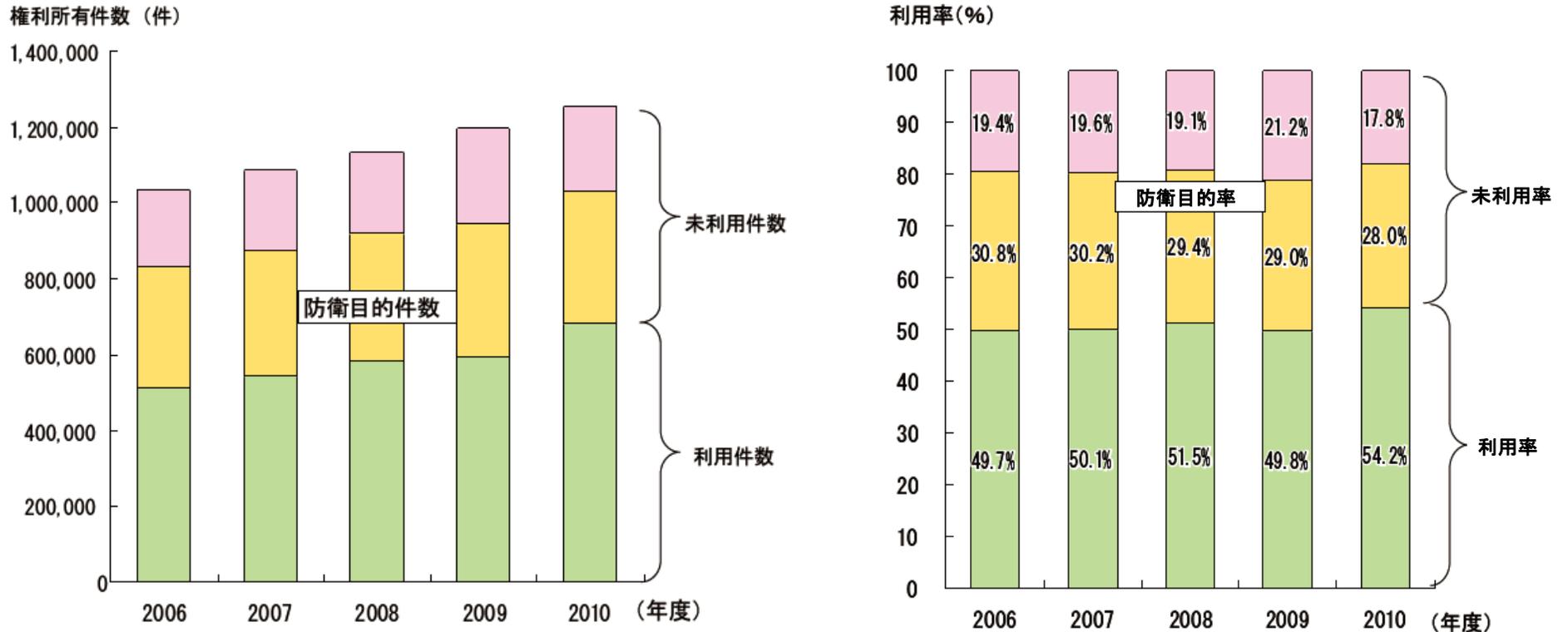
知財マーケットの活性化 (1)

【論点】 知的財産のライセンスや売買を戦略的に実践することが経営戦略上ますます重要となっている。知的財産のライセンスや売買の円滑化を図るため、知財マーケットの活性化を図るべきではないか？

【第1回競争力専門調査会での委員からのご意見】

・知財政策において、知財の流通、シェアリングといった概念を導入すべき。

国内における特許所有件数及びその利用率



出所: 特許庁行政年次報告書2012年版

知財マーケットの活性化（2）

特許流通促進に関する施策の現状等

開放特許情報等の提供（1997年4月～）

ライセンス可能な特許情報を収録した開放特許情報データベースを構築し、無料で提供。特許をライセンス又は売却したい者は無料で登録することが可能。開放特許情報データベースに登録されている件数は42,609件で、その内訳は、大学・研究機関63%、企業32%、個人5%（2012年4月30日時点）。ただし、正確な統計データはないものの成約実績は低調と推定される。

特許流通アドバイザーの派遣（1997年4月～2011年3月）

特許流通促進を支援する専門人材（特許流通アドバイザー：ピーク時114名）を全国各地に派遣し、特許提供者と特許導入者の仲介や、地方自治体が確保する特許流通・技術移転に関わる人財の育成支援を実施。特許流通アドバイザーの支援により成約した特許ライセンス契約等の件数は1997年4月から2011年3月末までの間で合計14,699件（年間平均約1,050件）。

特許流通アドバイザー派遣事業の評価

アンケート調査（平成21年度「特許流通促進事業のこれまでの事業成果等に関する調査研究報告書」（知的財産研究所））によれば、流通アドバイザーの支援を受けたことで、118社中87社が期待どおりまたは期待以上の効果があったと回答が得られているとともに、半数以上の会社が知的財産に関する意識が向上したとの回答が得られている。

知財ビジネスマッチングマート開催事業（2011年～）

近畿経済産業局は、2011年度より、中小企業が大企業の保有する開放特許等を活用して新製品開発や新事業展開を行えるように、技術力を有する中小企業に対し、開放可能な知的財産を有する大企業等とのマッチング機会の提供及びライセンス契約締結に向けた支援等を行う知財ビジネスマッチングマート開催事業を実施（2011年度実施回数：4回）。また、2012年度は北海道経済産業局（実施回数：1回）、東北経済産業局（実施回数：1回）、近畿経済産業局（実施回数：5回）、四国経済産業局（実施回数：2回）において実施されており、実施地域の拡大が見られる。

中小・ベンチャー企業の知財活動支援 (1)

【論点】 中小・ベンチャー企業への料金減免措置の更なる拡充を図るべきではないか？

【第1回競争力専門調査会での委員からのご意見】

・中小企業の特許料金減免制度については、米国と比較すると減免規模が小さい。スモールエンティティ(減免制度)など、中小企業が知財を活用しやすくする仕組みについて、議論を続けるべき。

各国の特許料等減免制度の比較

	日本	米国		フランス	韓国
対象 (資格)	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発型中小企業(従業員300名以下又は資本金3億円以下、かつ試験研究費が収入の3%以上) ・法人税非課税の中小企業 ・設立後10年を経過していない中小企業(2012年度より新たに減免対象に) 	【スモールエンティティ】 従業員500人未満	【マイクロエンティティ】 (2011年9月導入) スモールエンティティの条件に加えて <ul style="list-style-type: none"> ・過去の米国出願で発明者となっている件数が4件を超えない ・総収入が米国の年間平均世帯収入の3倍を超えない、などの条件 	従業員1000人未満	韓国国内の中小企業 (2009年より中企業の減免率50%を小企業と同じ70%に拡大) ※韓国の中小企業(製造業)の定義は従業員300人未満または資本金80億ウォン以下
減免内容	審査請求料、特許料(第1～10年分)を50%軽減。 (2012年度より特許料の減免期間を3年から10年へ延長)	出願料、特許登録料、特許維持料を50%軽減。	出願料、特許登録料、特許維持料を75%軽減。	出願料、特許料等を50%軽減。	出願料、審査請求料、特許登録料(3年分)等を70%軽減。

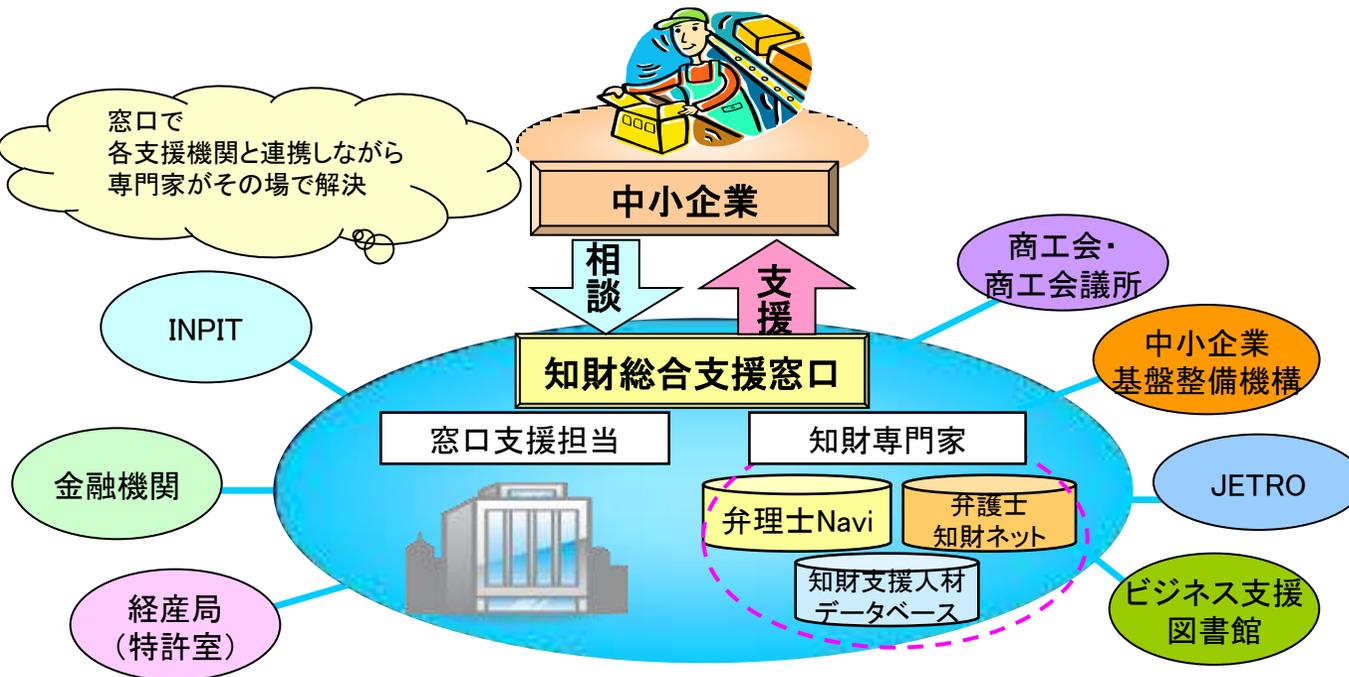
知財事務局調べ

中小・ベンチャー企業の知財活動支援（2）

【論点】 中小・ベンチャー企業へのよりきめ細やかな支援の実現に向け、知財総合支援窓口機能を如何に強化していくべきか？

知財総合支援窓口の実績

2012年度現在、知財総合支援窓口は47都道府県56か所に設置されている。2011年度実績として、支援担当者約130人を相談窓口に配置し、また、弁理士・弁護士といった専門家をのべ11,000人活用し、100,910件の支援を実施。2012年度の支援件数は対前年度比約20%増(11月末時点)。



【相談の内訳】(2012年11月末時点)

・出願関係	72%
・社内体制	6%
・侵害関係	4%
・技術相談	3%
・海外展開	3%
・技術移転	2%

他機関からの紹介件数

相談件数 79,283件のうち、連携機関からの紹介は以下のとおり。

	※ 重複含む
商工会・商工会議所	3,243件
金融機関	249件
自治体	2,730件
中小企業支援センター	3,525件
各種支援機関	3,497件

(JETRO、中小機構等)

件数：平成24年4月～平成24年11月末累計

中小・ベンチャー企業の知財活動支援（3）

【論点】 地域の中小・ベンチャー企業の知財活動を活性化させるためには、地域の知財支援ネットワークの拡充・強化が重要。地域金融機関等も巻き込んだ地域知財支援ネットワークの拡充・強化を如何にして促進すべきか？

特許庁の取組例（2012年度上半期）

○知財啓発セミナー

中小企業経営層、金融機関、税理士、中小企業診断士をターゲットにした知財啓発セミナーに産業財産権専門官を派遣し、半年間で20回程度実施。

○パンフレットの配布

商工会・商工会議所、金融機関等の中小企業支援機関等に対し、知財総合支援窓口パンフレットを配布し、事業周知を行うとともに、定期的な連絡会議を実施。

また、中小・ベンチャー企業向けに特許庁が実施する各種知財関連支援施策を紹介するパンフレットを新たに作成。より効果的な普及啓発が行えるよう、内容、配布先を精査し、新たにビジネス支援図書館を配布先に加えるとともに、金融機関をはじめとする関係機関に広く配布し周知。



経済産業局による取組

中小企業経営層に対するセミナーを全局で実施している他、いくつかの局においては、金融機関、中小企業診断士等専門家、またデザイナー向け等の知財啓発セミナーを開催（平成24年度上半期の開催実績は計50回）。



知財コンサルタントとしての弁理士の活用

近年、国内の特許出願件数が減少する一方で、弁理士数は大幅に増加している。また、社内に十分な知財部門の体制を持ってない中小・ベンチャー企業においては知財戦略の構築が手薄になっている。こうした状況のなかで、中小・ベンチャー企業の知財コンサルタントとして弁理士を活用できないかという意見がある。

しかし、コンサルティング能力を備えた弁理士を如何にして育成するか、相談は無料という発想が根強いなか知財コンサルティング業務がビジネスとして成立するか等、課題も多い。

中小企業関係者の声（知財事務局によるヒアリングより）

技術や特許の相談だけではなく、意匠・商標・営業秘密等も含めた総合的な相談が出来る人財が必要。弁理士も出願手続きだけではなく、営業秘密管理等も含めた知財戦略の視点でコンサルティングをする必要がある。

中小・ベンチャー企業の知財活動支援（4）

【論点】 中小・ベンチャー企業の海外での知財の権利化からエンフォースメントまでを一気通貫で支援するグローバル展開支援体制を如何にして整備すべきか？

○地域中小企業外国出願支援事業(補助金)

特許庁では、都道府県等中小企業支援センターを通じ、国際的な事業展開のため戦略的に外国出願を行う地域中小企業に対し、費用の一部（特許出願は上限150万円、意匠・商標は上限60万円。）を助成。

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
実施地域数	4地域	8地域	16地域	26地域	36地域
支援企業数	11社	25社	71社	102社	—

○海外知財プロデューサー

2011年度から民間企業等での海外駐在経験のある知財専門人材6人を海外知的財産プロデューサーとして配置し、知的財産全般の多様なマネジメントを支援。



海外事業展開の知財面での支援

- ・事業に適した知財戦略策定
- ・模倣品等を見据えた進出国での権利化
- ・技術流出等に対応する社内知財体制構築

○2012年度上半期支援実績

新規支援企業等： 78社・大学
セミナー等を通じた啓発： 33回



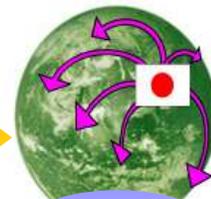
中小企業

権利化

事業化

海外展開

侵害対策



海外市場

○中小企業知的財産権保護対策事業(侵害調査費用の助成) ※再掲

ジェトロは、海外で知的財産権の侵害を受けている中小企業に対し、ジェトロが模倣品・海賊版の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況等の情報を提供し、その侵害調査にかかった経費の一部を助成する事業を実施。

支援内容：調査費用の2/3（上限300万円）を助成
平成24年度は12件の助成を実施見込み

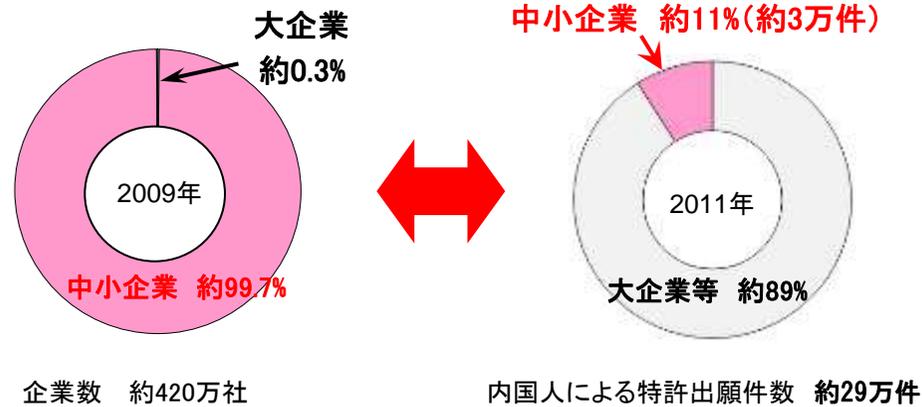
中小企業の声 ※再掲

(知財事務局によるヒアリングより)

海外で知財権を取得していても、資力や経験に乏しい中小企業が権利行使することは難しい。そうしたところにも支援があると有り難い。

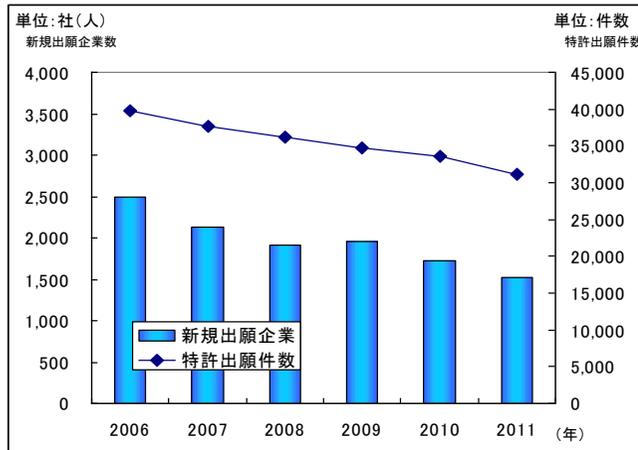
中小・ベンチャー企業の知財活動支援（参考データ）

○企業数、特許出願件数に占める中小企業の割合

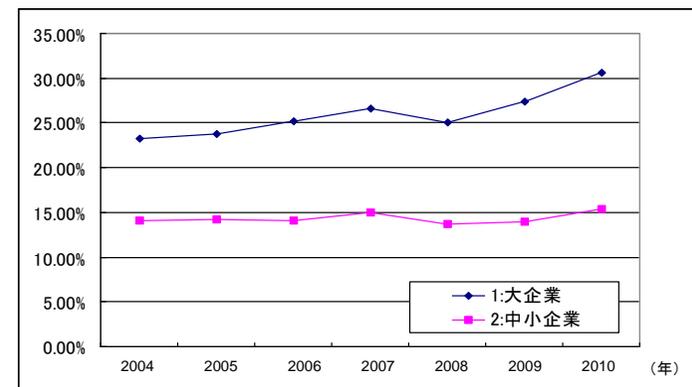


出典：中小企業白書2012附属資料集及び特許行政年次報告書2012年版に基づき作成

○新規に特許出願した中小企業数と特許出願件数の推移



○大企業と中小企業の特許の海外出願率



出典：「知財立国に向けた新たな課題と対応」(特許庁, 2012年6月)から抜粋

国際標準化・認証への取組の強化

【論点】 日本製品の強みを生かすためには、国際標準化・認証に関してどのように取組むべきか？

【第1回競争力専門調査会での委員からのご意見】

・ロボットやスマートグリッドといった将来有望な分野に関して、認証の方針づくりに戦略的に取り組むべき。

我が国の主な認証機関

	製品認証		マネジメントシステム認証	
認定機関・制度	経産省等 (JISマーク制度)	農水省 (JASマーク制度)	JAB (品質、環境等)	JIPDEC (情報セキュリティ等)
認証機関数	25機関	100超機関	47機関	26機関

主な認証機関

出典：各機関HPより知的財産戦略推進事務局調べ

(一財)日本品質保証機構の他、(一財)電気安全環境研究所、日本電気計器検定所、(一財)建材試験センター、(財)日本食品分析センター、(財)日本冷凍食品検査協会、(一財)日本海事協会等

各国の主な認証機関

 Bureau Veritas 設立年：1828年 従業員：52,100名 売上高：約4,400M\$ 展開国数：140か国	 TÜV-SÜD 設立年：1866年 従業員：17,161名 売上高：約2,200M\$ 展開国数：50か国	 UL 設立年：1894年 従業員数：8,956名 売上高：非公表 展開国数：40か国
 SGS 設立年：1878年 従業員：67,633名 売上高：約5,100M\$ 展開国数：120か国	 (一財)日本品質保証機構 設立年：1957年 従業員：838名 売上高：約200M\$ 展開国数：1か国	

出典：各社HP【2011年度(各社の事業年度)末の数字】

国際標準化の取組と一体的に考えるべき認証の取組について、諸外国と比較した場合、我が国の認証機関の歴史は浅く、また各認証機関等に業務が細分化されていることから、その規模(従業員数、売上高規模、展開国数)も小さい。

認証基盤の強化に向けた取組

【鉄道分野】

平成24年9月、NSTELに認証の実施体制を整備

- ・鉄道分野のグローバル展開においては、国際規格や欧州等の地域規格への適合や第三者認証機関による認証が要求される。
- ・国内鉄道関連会社等は、これまで利用していた海外の認証機関ではなく、国内の認証機関を利用することにより、海外展開を円滑に進めることが可能。

- * NITE: (独)製品評価技術基盤機構
- * NTSEL: (独)交通安全環境研究所
- * IAF: 国際認定機関フォーラム
- * PAC: 太平洋認定機関協力機構
- * MLA: 相互承認

オールジャパンでの鉄道インフラ輸出体制の整備

- ・海外鉄道コンサルティング会社(2011年11月設立)は世界各国の事情を踏まえた鉄道計画の国際的なコンサル業務を展開。
- ・各国のプロジェクトに構想段階から参画するとともに、トップセールスと一体となってグローバル展開を推進。

今後世界的な成長が期待され、我が国が優れた技術を有する7分野(先端医療、水、次世代自動車、鉄道、エネルギー管理、コンテンツメディア、ロボット)において、グローバル展開を推進するに当たり、既存の認証機関の活用も含め、如何に認証基盤を整備していくべきか。

認定機関間の
国際相互承認
(IAF/PAC MLA)

加盟申請中

NITE
IA Japan

認定 ↓

NTSEL

認証 ↓

鉄道メーカー

グローバル知財人財の育成 (1)

【論点】 世界を舞台に活躍できるグローバル知財人財を如何にして育成すべきか？

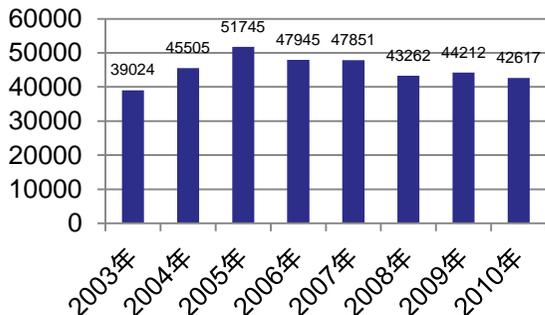
【第1回競争力専門調査会での委員からのご意見】

・国際標準化や認証分野などに求められる英語力と交渉力を持ち、戦える人財を育てることが重要

(1) 知的財産人財の数について

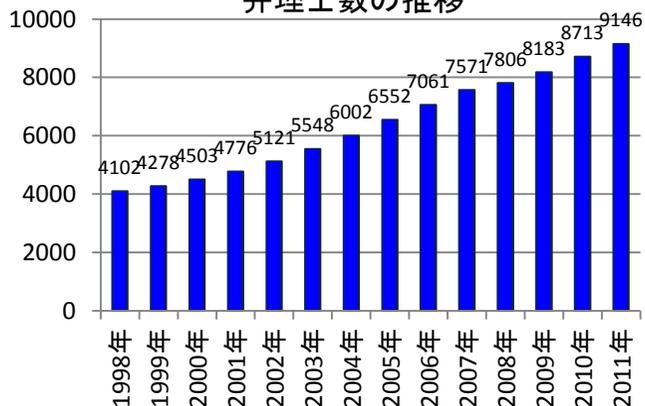
弁理士の数は増加しているものの、企業を中心として他のセクターにおいては、最近5年間では現状維持またはやや減少傾向にある。中小企業においては、知財専任の担当者が2名以下というところが大半である。

企業等の知的財産担当者数の推移(全体推移値)



出所: 特許庁「平成23年知的財産活動調査報告」

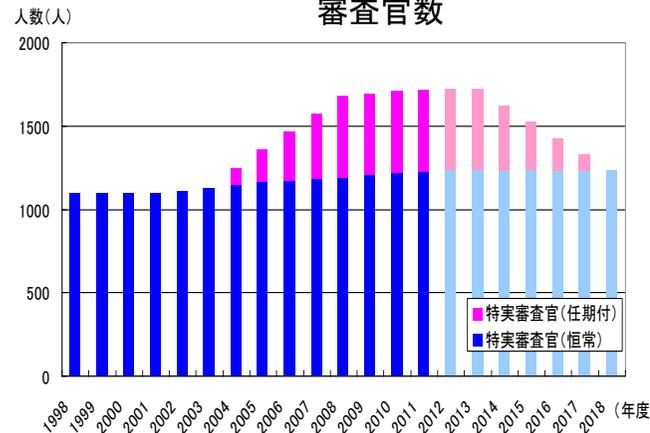
弁理士数の推移



※人数は各年末現在。

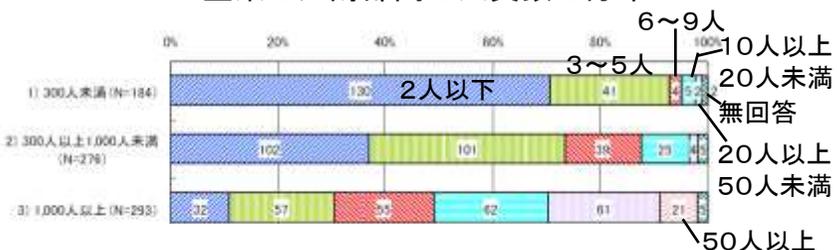
出所: 特許庁「特許行政年次報告書2012年版
＜統計・資料編＞に基づき作成

審査官数



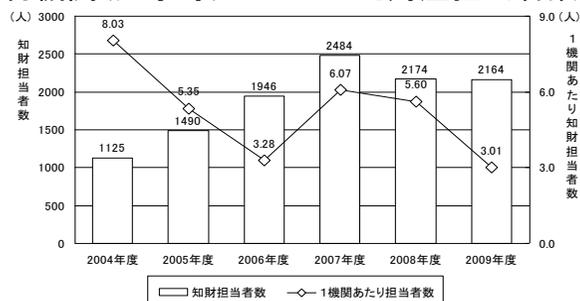
出所: 特許庁資料に基づき作成

企業の知財部門の人員数の分布



出所: 知的財産権制度を巡る新たな状況に対応した人材育成の在り方に関する調査研究報告書(みずほ情報総研株式会社)(平成23年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書)

教育機関(大学等)・TLOの知的財産担当者数の推移



出所: 特許庁(2011)「平成22年知的財産活動調査報告書」

グローバル知財人財の育成 (2)

(2) 大手エレクトロニクスメーカー知財担当役員に対するヒアリング結果

- ・事業に活用できる知財について戦略的に考えるだけでなく、自分のビジネスを他社の特許を使わないで実施するためには どうすればよいか、あるいは市場を作るために標準化をどう進めるか等、事業戦略のなかで知財をどう組み合わせるかという点が重要になる。
- ・知財についての意識が高い企業でも、知財活用が経営から分離しており、経営に知財を活用するという意識が有効に働いていない場合がある。

出所:知的財産権制度を巡る新たな状況に対応した人材育成の在り方に関する調査研究報告書(みずほ情報総研株式会社)(平成23年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書)

(3) 昨年度の本専門調査会における知財人財育成に関する主な意見

- ・従来のように研究開発の成果を守るために事後的に特許を確保するだけでなく、事業構想を起点とした特許の確保、国際標準化や、デザインやブランドの価値を高める意匠・商標の確保、敢えて権利化しないノウハウ秘匿を含む、より高度で総合的な知財マネジメントを行える人財育成が必要。
- ・知財マネジメントの定石を把握させるための人財育成も必要。

(4) 知財人財育成プラン

(知財人財育成プランの概要)

グローバル競争が激化し、求められるイノベーションシステムが変化する中、競争力強化のために国際標準や知的財産を戦略的に活用できる人財(知財マネジメント人財)や、世界を舞台に活躍できる知財人財(グローバル知財人財)の育成・確保が急務であることを踏まえて、2012年1月に知財人財育成プランを策定し、事業戦略的な知財マネジメント人財を養成するための場の形成や知財マネジメント戦略研究拠点の整備等の施策を打ち出した。

具体的な取組のひとつとして、特許庁では「平成24年度知的財産国際権利化戦略推進事業」(事業委託先:一般財団法人知的財産研究所)において国内外企業の知財戦略・マネジメントに関する研究・分析を行っており、平成25年3月に調査研究結果をとりまとめる予定。

「平成24年度知的財産国際権利化戦略推進事業」

テーマ1: 知財資源の調達戦略

テーマ4: 知財創造人財の確保・管理戦略

テーマ2: 知的財産の権利化デザイン戦略

テーマ5: 国際標準化戦略と融合した知財戦略

テーマ3: 知的財産の権利化実行戦略

グローバル知財人財の育成 (3)

(5) 海外における知財教育の現状

海外においても、知財マネジメントの重要性が高まりをみせており、米国・欧州を中心として事業戦略との一体的推進が重要であるという認識が広がりつつある。

米国・・・企業経営層向けに知財マネジメントのプログラムを提供(ハーバード大学、MIT)。

欧州・・・ビジネススクールにおいて技術戦略のコースに知的財産の授業が取り込まれている(オックスフォード大学)。

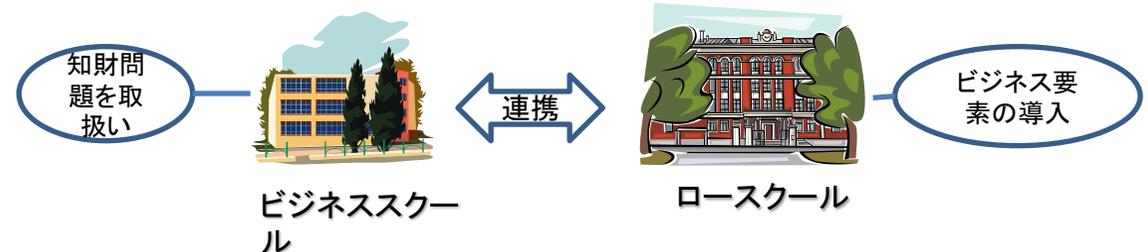
中国・・・知財マネジメント関連のトレーニングが実施されており、企業の管理職も受講(人民大学)。

韓国・・・Master of Intellectual Property(MIP)のカリキュラムにおいて、ビジネススクールと連携(Korea Advanced Institute of Science and Technology)。

米国ハーバード大学の取組み

・事業戦略と知財戦略の一体的推進が重要であるとの認識の下、ロースクールとビジネススクールが連携して企業経営層向けのプログラムの提供に精力的に取り組んでいる。

- ・2009年から短期プログラム「Intellectual Property & Business Strategy」を毎年2月に提供。
- ・毎年40～45名が参加。
- ・参加者の3分の2が民間(企業幹部や弁護士など)、残り3分の1が政府関係者又は個人起業家。
- ・受講者の半数が海外からの参加。



グローバル知財人財の育成 (4)

(6) 弁理士に対するヒアリング結果

【特許事務所・弁理士を取り巻く状況】

・特許の出願件数として減少する一方、弁理士の数は10年前から大幅に増加している。また、弁理士報酬が自由化されたこともあって、1件あたりの特許出願費用(手数料)は低下する傾向にある。

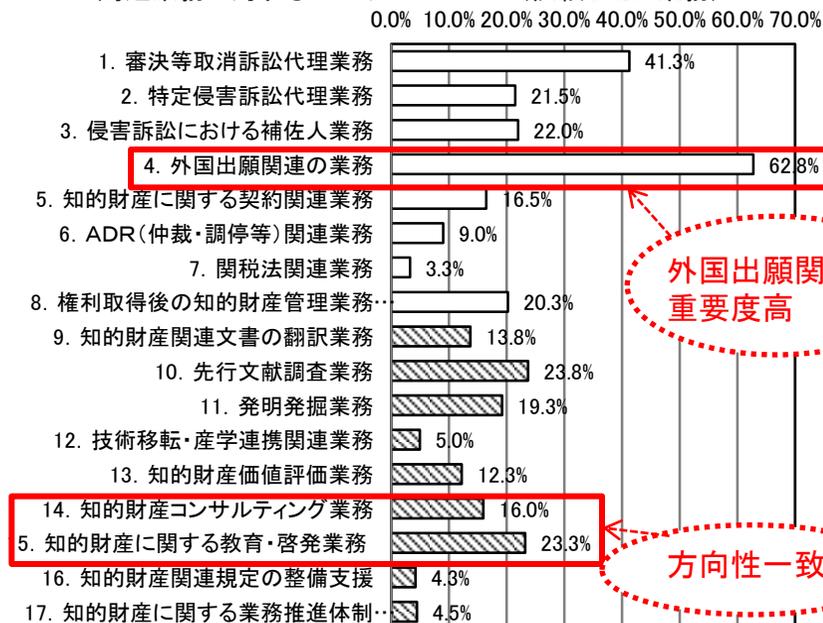
【顧客企業のカテゴリ(中小・大企業)による違い】

・中小企業では昨今の景気の低迷もあって、依頼する企業側はお金を持っていない。また、大企業では、出願を依頼する特許事務所を集約化する動きが見られる。

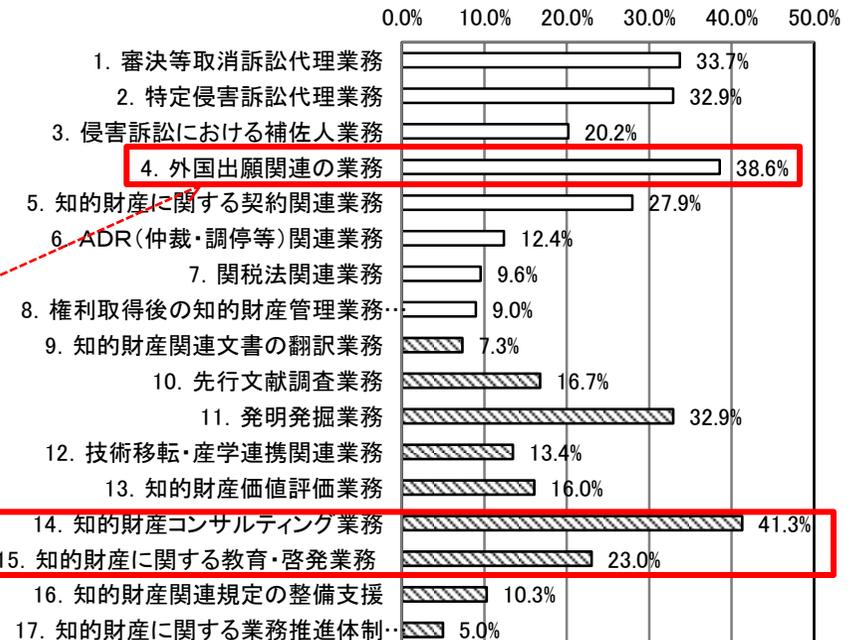
・特許事務所から見た場合、顧客としての大企業は、単価は安いが安定しているという特徴がある。一方、中小・中堅企業は比較的高い単価で業務を受注することが可能であるという特徴がある。最近では中小企業も、知財に対する意識が高まってきているため、中小企業に対してはコンサルティング(例えば、当該企業のビジネスにとって知財はどれくらい意味があるのか、リスクはどうか等)、サービスを提供できなくなっていると考えられる。

出所: 知的財産権制度を巡る新たな状況に対応した人材育成の在り方に関する調査研究報告書(みずほ情報総研株式会社)(平成23年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書)

周辺業務に対するユーザーのニーズ(依頼したい業務)



弁理士が開拓したい周辺業務



出所: 今後の弁理士のあり方に関する調査研究報告書(NRIサイバーパテント株式会社)(平成22年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書)

グローバル知財人財の育成 (5)

(7) 知的財産アナリスト(知的財産教育協会による民間資格: 2012年5月創設)

知的財産アナリストとは、企業経営・ファイナンス・知的財産に関する専門知識を有し、国内外の他社・自社の各種知的財産関連情報の収集・分析・評価・加工、知的財産あるいは企業の価値評価等を通じて、企業の戦略的経営に資する情報を提供できる特殊スキルを持つ職種。受講対象者は、既に基礎となりうる専門性を既に保有する所定の国家資格者(知的財産管理技能士・弁理士・弁護士・公認会計士等、一部に公的資格を含む)に限定。〈特許(ものづくり)〉区分については、養成講座として2011年9月より開始され、2012年5月より認定講座に移行。なお、〈コンテンツ〉区分については2012年11月に養成講座が開始。

【認定講座概要〈特許(ものづくり)〉】

○科目: 企業戦略(免除可)、知的財産戦略、知的財産法(免除可)、知的財産調査、知的財産ファイナンス、知的財産情報戦略、まとめ(ケーススタディ(科目7))

○認定試験

試験種別	学科試験	実技試験
内容	各科目の知識の確認試験	レポート課題
実施形式	出題範囲: 認定講座の講義範囲 問題数: 40問 試験形式: 択一式 ※免除科目についても解答の必要あり	課題数: 2課題 課題内容: 科目7の講義内で指定
受験資格	本講座の全科目(免除科目を除く)を受講した者	

○受講者数

第1期(2011年9～11月): 42名
第2期(2012年1～3月): 32名
第3期(2012年5～7月): 47名
第4期(2012年9～11月): 44名
合計: 165名 (※第1期～第2期: 養成講座、
第3期～第4期: 認定講座)

○受講者属性(受講資格別のべ数) ※第1期～第4期

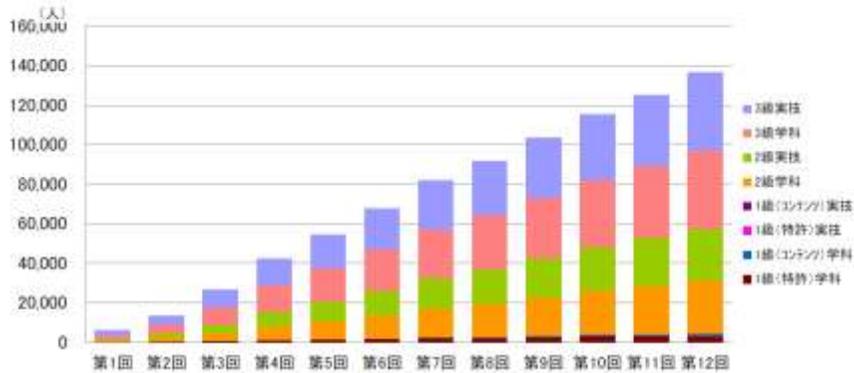
知的財産管理技能士(2級以上): 103名 公認会計士又は会計士補: 9名
弁理士: 27名 税理士: 6名
弁護士: 2名 銀行業務検定合格者: 1名
技術士: 3名 米国公認会計士(CPA): 3名

グローバル知財人財の育成（6）

（8）知的財産管理技能検定（知的財産教育協会による国家資格）

2004年に民間資格（旧「知的財産検定」）としてスタートし、2008年に国家資格となった。技能の内容に応じ、3級、2級、1級に区分される。1級はさらに「特許専門業務」と「コンテンツ専門業務」の選択作業区分がある。区分および試験範囲は、経済産業省「知財人材標準スキル」標準に準拠している。各級の合格者は合格証書が交付され、技能士を称することができ、名刺等への記載が可能となる。

累計受験者数（2008年7月～2012年7月まで）



出所：知的財産教育協会HPより抜粋

グローバル知財人財の育成 (7)

【論点】 世界の優れた知財人財を日本に集めるためには如何なる取組を行うべきか？

【第1回競争力専門調査会での委員からのご意見】

- ・人財の自前主義を脱し、かつてのベル研究所やマックスプランク研究所のような、世界から知財人財を集めて育てる場所を作ることを検討すべき。
- ・イノベーションは、日本だけではなくて海外でも起こっており、日本に取り込めるような仕組みを作れないか。

マックスプランク研究所(独)

1966年にマックスプランク科学振興協会によって設立。80近くの所属研究機関があり、知財関連については、マックス・プランク知的財産権法・競争法・租税法研究所にて研究が行われており、知財に関しては、世界で最も著名な研究所のひとつ。世界中から研究者が集まり、日本からも数多くの著名な研究者が留学経験している。

【併設機関】ミュンヘン知的財産法センター(MIPLC)(独)

2003年にマックスプランク研究所が中心となり、アウクスブルク大学(独)、ミュンヘン工科大学(独)、ジョージワシントン大学(米)の3大学とにより開設。LLMプログラムでは世界中から留学生が集まってきている。

LLMプログラム(2010-2011):31名

出身国:アルゼンチン・中国:7名、イラン・イタリア・日本:3名、エチオピア、ドイツ、韓国・モンゴル・ノルウェー・ポーランド・ポルトガル・ロシア:2名、シンガポール・スペイン・スイス・台湾・米国:1名

出所:ミュンヘン知的財産法センターHP

サムスン電子等にみる人財調達戦略

- ・サムスン電子はデザイン経営を強化するため、世界的に著名な自動車デザイナーと契約。また、米国クアルコムで特許専門家(副社長)として活躍した韓国人弁護士を常務として招聘。
- ・サムスン電子やファーウェイは、欧米企業の標準化経験者を引き抜いて活動に参画している。日本企業もちろんやっているが規模が圧倒的に違う。
- ・サムスン電子では、韓国に留学している外国人の直接採用も増えている。これまで現地で外国人を採用し現地勤務としていたが、最近、サムスン電子は韓国に留学中の外国人(非韓国系)を対象に、大規模な公開採用を進めている。韓国本社に勤務する外国人を現在の800人から、2020年まで2000人に増やす計画。

東洋経済日報、有識者ヒアリングに基づき作成